

④ 相続税の申告書の記載例

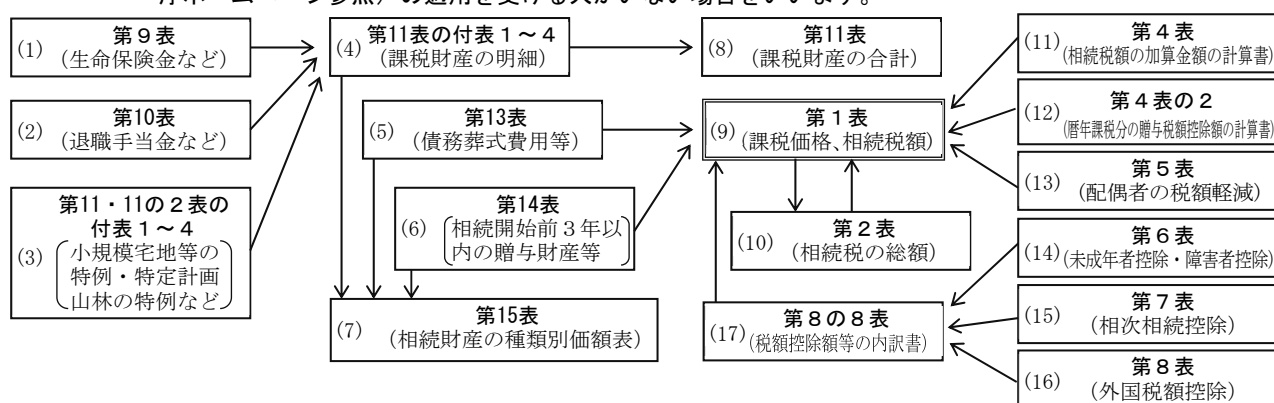
1 申告書の記載の順序について

(1) 一般の場合

- ① 相続税のかかる財産（「課税財産」といいます。）及び被相続人の債務等について、第9表から第15表を作成します。
 (注) 作成に当たり課税財産の評価が必要なものについては、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」、「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」等を最初に作成しておきます。
- ② 課税価格の合計額及び相続税の総額を計算するため、第1表、第2表を作成します。
- ③ 税額控除の額を計算するため、第4表から第8表までを作成し、第1表及び第8の8表に税額控除額を転記し各人の納付すべき相続税額を算定します。

この順序を図にしますと、次のとおりとなります（(1)から(17)までの順序で各表を記載していきます。）。

(注) 一般の場合とは、ここでは、相続時精算課税適用者（1ページ参照）又は相続税の納税猶予等（国税庁ホームページ参照）の適用を受ける人がいない場合をいいます。



(2) 相続時精算課税適用者がいる場合

- イ 納付すべき税額のある相続時精算課税適用者がいる場合
 (1)に掲げる表のほか、「第11の2表」を作成します。
- ロ 還付される税額のある相続時精算課税適用者がいる場合
 上記イに掲げる表のほか、「第1表の付表2」を作成します。

(3) 相続税の納税猶予等の適用を受ける人がいる場合

(1)に掲げる表のほか、次の場合の区分に応じた申告書を作成します。

イ 農地等についての相続税の納税猶予及び免除等の適用を受ける農業相続人がいる場合	第3表、第8表、第12表
ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除又は非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（一般措置）の適用を受ける経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者がいる場合	第8の2表、第8の2表の付表1~4
ハ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例又は非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（特例措置）の適用を受ける特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者がいる場合	第8の2の2表、第8の2の2表の付表1~3
ニ 山林についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける林業経営相続人がいる場合	第8の3表、第8の3表の付表
ホ 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける相続人等がいる場合	第8の4表、第8の4表の付表
ヘ 医療法人の持分についての相続税の税額控除の適用を受ける相続人等がいる場合（この場合には、「第8の8表」の作成は不要です。）	第8の4表、第8の4表の付表
ト 特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける寄託相続人がいる場合	第8の5表、第8の5表の付表
チ 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例事業相続人等がいる場合	第8の6表、第8の6表の付表1~5など
リ イ~チのうち2以上に該当する者がいる場合	イ~チに掲げる表、第8の7表

(注) 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人である特定贈与者の死亡の日からその相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合や相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日に死亡している場合の相続税の申告書の記載方法等については、税務署にお尋ねください。

2 具体的な記載例について

36ページ以降に一般的な相続税の申告書の記載例を掲載しています。

なお、相続税の申告書の様式については、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。過去の年分の申告書についても掲載していますのでご利用ください。

【掲載場所】「ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）>税務手続の案内（税目別一覧）>相続・贈与税関係>[手続名称]相続税の申告手続」



申告書の作成における留意事項（E01などの記号が付されている項目）

- ・機械で読み取りますので、記載内容は、記載欄の枠内に記入してください。
なお、記載事項を訂正する際も、可能な限り記載欄の枠内に収まるように記入してください。
- ・同じ記載内容が続く場合にも、「同上」や「〃」とは記入しないでください。
- ・年月日の記載における元号や続柄などについては、コードがありますので、次の表をご確認ください。
なお、コード表は各様式の記載要領等にも掲載しています。

コード表	使用する主な申告書	掲載ページ
元号コード	第1表、第1表（続）、第4表の2、第7表 第8表、第9表、第10表、第11表、第11の2表 第13表、第14表	38ページ
続柄コード	第1表、第1表（続）、第2表	38ページ
細目コード	第11表の付表1、第11表の付表2、第11表の付表4	55、57、61ページ
特例番号表	第11表の付表1、第11表の付表2、第11表の付表3、第11表の付表4	55ページ
金融商品取引業者等コード	第11表の付表2	57ページ
金融機関等コード	第11表の付表3	59ページ
支店等コード	第11表の付表2、第11表の付表3	57、59ページ
口座種別等コード	第11表の付表3	59ページ

※ その他の留意事項については、国税庁ホームページに掲載されている「税務手続に関する書類提出の際の留意事項」もご確認ください。

【掲載場所】

ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）>税務手続の案内>税務手続に関する書類提出の際の留意事項



Q&A 具体的な相続税額は？

問： 具体的な相続税額はどれくらいになるのでしょうか。

答： 被相続人の遺産の内容や法定相続人の人数、また、遺産分割の状況により相続税額は異なりますので一概にお答えすることはできませんが、被相続人の遺産を相続人が法定相続分により相続したと仮定しますと、次の表のとおりとなります。

相続人		遺産の価額				
		5千万円	1億円	2億円	3億円	5億円
配偶者と 子供1人	配偶者	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
	子	40万円	385万円	1,670万円	3,460万円	7,605万円
配偶者と 子供2人	配偶者	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
	子	5万円	158万円	675万円	1,430万円	3,278万円
	子	5万円	158万円	675万円	1,430万円	3,278万円
配偶者と 子供3人	配偶者	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
	子	0万円	87万円	406万円	847万円	1,987万円
	子	0万円	87万円	406万円	847万円	1,987万円
	子	0万円	87万円	406万円	847万円	1,987万円
配偶者と 子供4人	配偶者	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
	子	0万円	56万円	281万円	588万円	1,375万円
	子	0万円	56万円	281万円	588万円	1,375万円
	子	0万円	56万円	281万円	588万円	1,375万円
	子	0万円	56万円	281万円	588万円	1,375万円

(注) 1 遺産の価額は、各人の相続税の課税価格の合計額（遺産に係る基礎控除額控除前の金額）です。

2 相続税額の計算に当たっては、配偶者の税額軽減を適用し、税額は1万円未満を四捨五入しています。

Q&A 相続人等が申告書を共同して提出する場合の注意点は？

2人以上の相続人又は受遺者（以下「相続人等」といいます。）がいる場合には、申告書の提出意思の有無を明らかにするため、申告書第1表及び第1表（続）（36、37ページ参照。以下「第1表等」といいます。）には、共同して提出する相続人等の方のみを記載して提出してください。この場合において、共同して申告書を提出しない相続人等の方は、別途申告書を作成・提出していただく必要があります。

※ 法令上、相続税の申告書は、2人以上の相続人等が共同して提出する場合、一の申告書に連署して提出することとされています。

なお、申告書第1表等に共同して申告書を提出しない相続人等も含めた全ての相続人等の氏名や金額を記載する場合には、第1表等のうち共同して申告書を提出しない方の氏名欄の右部の「参考記載」欄に「1」と記入して、その方が共同申告しない相続人等であることを明示してください。

（注） 「参考記載」欄に「1」と記入した相続人等の分は申告書とは取り扱いません。

共同申告しない相続人等も申告書に記載する場合

被相続人（国税太郎）の相続税の申告書について、相続人のうち配偶者（国税花子）及び長女（税務幸子）は共同して申告書を提出するが、長男（国税一郎）は配偶者らとは別に申告書を提出するケース

共同して申告書を提出しない相続人等については、マイナンバーを記載しません。

共同して申告書を提出しない相続人等である場合は「参考記載」欄に「1」を記入してください。

様式ID NTAIKSE010010030		相続税の申告書 第1表	
提出先	春日部	提出日	9年2月5日
被相続人	コウセイ タロウ 国税 太郎	財産を取得した人	コウセイ ハナコ 国税 花子
参考記載		参考記載	1
個人番号又は法人番号	××××××××××××××	個人番号	××××××××××××××
生年月日・年齢	3 25 10 19 75	生年月日・年齢	3 32 9 21 68
住所	埼玉県春日部市〇〇〇3丁目5番16号	住所	埼玉県春日部市〇〇〇3丁目5番16号
職業	〇〇商事 代表取締役	職業	なし
相続原因	相続	相続原因	遺贈
各人の合計（円）	498,392,151	財産を取得した人の計算（円）	256,646,350
課税価格	24,626,035	課税価格	24,626,035
償還額	27,415,940	償還額	3,359,600
課税標準額	495,602,246	課税標準額	253,286,750

【参考】単独で申告する相続人等の申告書

様式ID NTAIKSE010010030		相続税の申告書 第1表	
提出先	春日部	提出日	9年2月5日
被相続人	コウセイ タロウ 国税 太郎	財産を取得した人	コウセイ イチロウ 国税 一郎
参考記載		参考記載	
個人番号又は法人番号	××××××××××××××	個人番号	××××××××××××××
生年月日・年齢	3 25 10 19 75	生年月日・年齢	3 60 3 24 41
住所	埼玉県春日部市〇〇〇3丁目5番16号	住所	埼玉県春日部市〇〇〇3丁目5番16号
職業	〇〇商事 代表取締役	職業	〇〇商事 取締役
相続原因	相続	相続原因	遺贈
各人の合計（円）	498,392,151	財産を取得した人の計算（円）	24,626,035
課税価格	24,626,035	課税価格	24,056,340
償還額	27,415,940	償還額	129,636,813
課税標準額	495,602,246	課税標準額	112,678,683

共同して申告書を提出しない相続人等の方は、別途申告書を作成・提出していただく必要があります。

共同して申告書を提出しない相続人等も含めた全ての相続人等に係る合計額を記載してください。

【参考】相続税の申告をe-Taxにより提出する場合



e-Taxによる相続税の申告について、複数の相続人等の申告を税理士等がまとめて代理送信する場合には、申告書第1表又は第1表（続）に利用者識別番号の入力がある相続人等のデータを有効なものとして受け付けることとなりますので、上記のように共同して申告書を提出するか否かの明示を別途行う必要はありません。

この申告書が修正申告書である場合には、G01欄に「1」と記入してください。

相続開始の日における職業・役職を記入してください。

申告される方のマイナンバー（個人番号）又は法人番号を記入してください。

相続開始の日における年齢を記入してください。

端数切捨て後の各人の金額を合計した金額を記入してください。
(注) 共同して申告書を提出しない相続人等も含めた財産を取得した人全員分の合計額を記入します。

⑫、⑬及び第8の8表の1の①から④までの税額控除のうち先順位の税額控除をしてその控除後の税額が「0」の場合又は赤字の場合には、後順位の税額控除をすることなく、⑯欄の税額は「0」となります。

赤字となる場合には左端に△を付してください。

相続税の申告書 第1表									
提出先 F01 春日部		提出日 9年2月5日		相続開始年月日 N01 5年8月5日		元号年 5年8月5日		様式ID NTA1KSE010010030	
フリガナ E01 コクセイ タロウ		参考記載の場合「1」と記入(注1) E02 国税 太郎		被相続人		財産を取得した人 E05 コクセイ ハナコ		参考記載 E06 国税 花子	
個人番号又は法人番号		E03		E07		E08		E09	
生年月日・年齢 N02 3 25 10 19 602 75		E04		E10		E11		E12	
郵便番号 P01 344 - ××××		E13		E14		E15		E16	
住所 E03 埼玉県春日部市〇〇〇3丁目5番16号		E04		E05		E06		E07	
電話番号 T01 ××× - ××× - ××××		E08		E09		E10		E11	
被相続人との続柄		E12		E13		E14		E15	
取得原因(該当する欄に「1」と記入)		E16		E17		E18		E19	
各人の合計(円)		E20		E21		E22		E23	
取得財産の価額(第11表2③) ① G03 498,392,151		E24		E25		E26		E27	
相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1⑤) ② G04 24,626,035		E28		E29		E30		E31	
債務及び貸付金等の金額(第13表3②) ③ G05 27,415,940		E32		E33		E34		E35	
純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0) ④ G06 495,602,246		E36		E37		E38		E39	
純資産価額に算入される暦年課税分の贈与財産価額(第14表1④) ⑤ G07 3,000,000		E40		E41		E42		E43	
課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て) ⑥ A G08 498,600,000		E44		E45		E46		E47	
法定相続人の数(人) ⑦ G09 3		E48		E49		E50		E51	
相続税の総額 ⑧ G10 130,505,000		E52		E53		E54		E55	
一般の場合(⑧の場合を除く) ⑨ G11 1.00		E56		E57		E58		E59	
算出税額 ⑩ G12 130,505,000		E60		E61		E62		E63	
農林等納税猶予の適用を受ける場合(第3表③) ⑪ G13		E64		E65		E66		E67	
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表⑥) ⑫ G14		E68		E69		E70		E71	
暦年課税分の贈与税額控除額(第4表の2②) ⑬ G15 90,000		E72		E73		E74		E75	
配偶者の税額軽減額(第5表①又は②) ⑭ G16 65,252,500		E76		E77		E78		E79	
⑮・⑯以外の税額控除額(第8の8表1⑤) ⑰ G17 425,000		E80		E81		E82		E83	
計 ⑱ G18 65,767,500		E84		E85		E86		E87	
差引税額(⑱+⑲-⑳)又は(⑱+⑲-㉑) (赤字のときは0) ⑲ G19 64,737,500		E88		E89		E90		E91	
相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表1⑤) ⑳ G20 00		E92		E93		E94		E95	
医療法人持分税額控除額(第8の4表2①) ㉑ G21		E96		E97		E98		E99	
小計(⑲-⑳-㉑) (黒字のときは100円未満切捨て) ㉒ G22 64,737,400		E100		E101		E102		E103	
納税猶予税額(第8の8表2②) ㉓ G23 00		E104		E105		E106		E107	
申告期限までに納付すべき税額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㉔ G24 64,737,400		E108		E109		E110		E111	
選付される税額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㉕ G25 64,737,400		E112		E113		E114		E115	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㉖ G26 64,737,400		E116		E117		E118		E119	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㉗ G27 00		E120		E121		E122		E123	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㉘ G28 64,737,400		E124		E125		E126		E127	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㉙ G29 00		E128		E129		E130		E131	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㉚ G30 64,737,400		E132		E133		E134		E135	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㉛ G31 00		E136		E137		E138		E139	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㉜ G32 64,737,400		E140		E141		E142		E143	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㉝ G33 00		E144		E145		E146		E147	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㉞ G34 64,737,400		E148		E149		E150		E151	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㉟ G35 00		E152		E153		E154		E155	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊱ G36 64,737,400		E156		E157		E158		E159	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊲ G37 00		E160		E161		E162		E163	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊳ G38 64,737,400		E164		E165		E166		E167	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊴ G39 00		E168		E169		E170		E171	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊵ G40 64,737,400		E172		E173		E174		E175	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊶ G41 00		E176		E177		E178		E179	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊷ G42 64,737,400		E180		E181		E182		E183	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊸ G43 00		E184		E185		E186		E187	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊹ G44 64,737,400		E188		E189		E190		E191	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊺ G45 00		E192		E193		E194		E195	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊻ G46 64,737,400		E196		E197		E198		E199	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊼ G47 00		E200		E201		E202		E203	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊽ G48 64,737,400		E204		E205		E206		E207	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊾ G49 00		E208		E209		E210		E211	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊿ G50 64,737,400		E212		E213		E214		E215	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊽ G51 00		E216		E217		E218		E219	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊾ G52 64,737,400		E220		E221		E222		E223	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊿ G53 00		E224		E225		E226		E227	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊽ G54 64,737,400		E228		E229		E230		E231	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊾ G55 00		E232		E233		E234		E235	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊿ G56 64,737,400		E236		E237		E238		E239	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊽ G57 00		E240		E241		E242		E243	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊾ G58 64,737,400		E244		E245		E246		E247	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊿ G59 00		E248		E249		E250		E251	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊽ G60 64,737,400		E252		E253		E254		E255	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊾ G61 00		E256		E257		E258		E259	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊿ G62 64,737,400		E260		E261		E262		E263	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊽ G63 00		E264		E265		E266		E267	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊾ G64 64,737,400		E268		E269		E270		E271	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊿ G65 00		E272		E273		E274		E275	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊽ G66 64,737,400		E276		E277		E278		E279	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊾ G67 00		E280		E281		E282		E283	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊿ G68 64,737,400		E284		E285		E286		E287	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊽ G69 00		E288		E289		E290		E291	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊾ G70 64,737,400		E292		E293		E294		E295	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊿ G71 00		E296		E297		E298		E299	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊽ G72 64,737,400		E300		E301		E302		E303	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊾ G73 00		E304		E305		E306		E307	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊿ G74 64,737,400		E308		E309		E310		E311	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊽ G75 00		E312		E313		E314		E315	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊾ G76 64,737,400		E316		E317		E318		E319	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊿ G77 00		E320		E321		E322		E323	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊽ G78 64,737,400		E324		E325		E326		E327	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊾ G79 00		E328		E329		E330		E331	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊿ G80 64,737,400		E332		E333		E334		E335	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊽ G81 00		E336		E337		E338		E339	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊾ G82 64,737,400		E340		E341		E342		E343	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊿ G83 00		E344		E345		E346		E347	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊽ G84 64,737,400		E348		E349		E350		E351	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊾ G85 00		E352		E353		E354		E355	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊿ G86 64,737,400		E356		E357		E358		E359	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊽ G87 00		E360		E361		E362		E363	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊾ G88 64,737,400		E364		E365		E366		E367	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊿ G89 00		E368		E369		E370		E371	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊽ G90 64,737,400		E372		E373		E374		E375	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊾ G91 00		E376		E377		E378		E379	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊿ G92 64,737,400		E380		E381		E382		E383	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊽ G93 00		E384		E385		E386		E387	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊾ G94 64,737,400		E388		E389		E390		E391	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊿ G95 00		E392		E393		E394		E395	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊽ G96 64,737,400		E396		E397		E398		E399	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊾ G97 00		E400		E401		E402		E403	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊿ G98 64,737,400		E404		E405		E406		E407	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊽ G99 00		E408		E409		E410		E411	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊾ G100 64,737,400		E412		E413		E414		E415	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊿ G101 00		E416		E417		E418		E419	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊽ G102 64,737,400		E420		E421		E422		E423	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊾ G103 00		E424		E425		E426		E427	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊿ G104 64,737,400		E428		E429		E430		E431	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊽ G105 00		E432		E433		E434		E435	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊾ G106 64,737,400		E436		E437		E438		E439	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊿ G107 00		E440		E441		E442		E443	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊽ G108 64,737,400		E444		E445		E446		E447	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊾ G109 00		E448		E449		E450		E451	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊿ G110 64,737,400		E452		E453		E454		E455	
この申告書の修正額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊽ G111 00		E456		E457		E458		E459	
この申告書の申告額(⑲-⑳-㉑-㉓) ㊾ G112 64,73									

この申告書で共同して提出しない人である場合(参考として記載している場合)は、この欄に「1」と記入してください(その人の分は申告書とは取り扱いません。)

申告される方のマイナンバー(個人番号)又は法人番号を記入してください。

様式ID NTAOKSE011010030



相続税の申告書 第1表 (続)

修正申告の場合、右欄に「1」と記入します。 G01

※申告期限延長日 年 月 日

※申告期限延長日 年 月 日

フリガナ		参考記載の場合「1」と記入(注1)		E01		E02		E03		E04		E05		E06		E07	
氏名				コクセイ イチロウ		国税 一郎		タクシキョウ サチコ		税務 幸子							
個人番号又は法人番号		G02		××××○○○○△△△△		××××○○○○××××											
生年月日・年齢		N01		元号 年 月 日 年齢		3 60 3 24 41		元号 年 月 日 年齢		3 62 2 14 39							
郵便番号		P01		344 - ××××		P02		272 - ××××									
住所		E03		埼玉県春日部市○○○3丁目5番16号		E07		千葉県市川市○○○6丁目3番1号									
電話番号		T01		××× - ××× - ××××		T02		××× - ××× - ××××									
被相続人との続柄		職業		G04 11		G04 〇〇商事(株) 取締役		G05 21		なし							
取得原因		(該当する欄に「1」と記入)		相続 G05 1 遺贈 G06		相続時精算課税に係る贈与 G07 1		相続 G36 1 遺贈 G37		相続時精算課税に係る贈与 G38							
課税価格の計算				財産を取得した人の計算(円)		財産を取得した人の計算(円)											
取得財産の価額(第11表2③)		① G08		129,067,118		G39		112,678,683									
相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1③)		② G09		24,626,035		G40											
債務及び葬式費用の金額(第13表3②)		③ G10		24,056,340		G41											
純資産価額(①-②-③)(赤字のときは0)		④ G11		129,636,813		G42		112,678,683									
純資産価額に加算される贈与課税分の贈与財産価額(第14表1④)		⑤ G12				G43		2,000,000									
課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)		⑥ G13		129,636,000		G44		114,678,000									
各人の算出税額の計算				相続税の総額		⑦ G07											
法定相続人の数(人)		遺産に係る基礎控除額		⑧ 01		⑧ 02		0.26 ←		→		0.23					
一般の場合(⑧の場合を除く)		⑨ G14		33,931,300		G45		30,016,150									
農地等納税額子の適用を受ける場合(第3表③)		⑩ G15				G46											
相続税額との加算が行われる場合の加算金額(第4表⑥)		⑪ G16				G47											
暦年課税分の贈与税額控除額(第4表の2②)		⑫ G17				G48		90,000									
配偶者の税額軽減額(第5表④又は⑤)		⑬ G18				G49											
⑭・⑮以外の税額控除額(第8の8表1⑤)		⑭ G19		111,169		G50		96,627									
計		⑮ G20		111,169		G51		186,627									
差引税額(⑨+⑩-⑪)又は(⑩+⑫-⑬)(赤字のときは0)		⑯ G21		33,820,131		G52		29,829,523									
相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表1⑧)		⑰ G22		00		G53		00									
医療法人持分税額控除額(第8の4表2⑬)		⑱ G23				G54											
小計(⑯-⑰-⑱)		⑲ G24		33,820,100		G55		29,829,500									
納税額予税額(第8の8表2⑮)		⑳ G25		00		G56		00									
申告納税額(⑲-⑳)		㉑ G26		33,820,100		G57		29,829,500									
申告期限までに納付すべき税額		㉒ G27				G58											
還付される税額		㉓ G28				G59											
小計		㉔ G29		00		G60		00									
申告納税額(還付の場合は、欄に△を記載)		㉕ G30				G61											
小計の増加額(⑲-⑳)		㉖ G31				G62											
この申告により納付すべき税額又は還付される税額(還付の場合は、欄に△を記載)(㉖又は㉗-⑳)		㉗ G32				G63											

続柄コードは次ページを参照してください。

取得原因は、該当する項目に「1」と記入してください。

農業相続人がいる場合には、⑩欄に算出税額を記入します。この場合、⑧欄及び⑨欄を記入する必要はありません。

農業相続人がいる場合には(⑩+⑪-⑬)で計算します。

あん分割合については、次ページを参照してください。

この申告が修正申告である場合で、㉗欄が黒字のときは、100円未満を切り捨ててください。

※確認 G72

※確認 G73

⑩欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11の2表の1の⑩)がある場合の㉒欄の金額は、⑩欄の金額によらず、次の算式により計算します。
(算式)

⑩欄の金額 - 左記の金額のうち贈与税の外国税額控除額の金額
(注) 上記の算式で計算する場合の⑩欄の金額は、正の数として計算します。例えば、⑩欄の金額が△2,000千円で、そのうち贈与税の外国税額控除額(その人の第11の2表の1の⑩欄の金額)が500千円である場合の還付される税額(㉒欄の金額)は、2,000千円 - 500千円 = 1,500千円となります。

(令和6年1月分以降適用)(R6.7)
還付される税額のある相続時精算課税適用者がいる場合には、受取場所を記載する「第1表の付表2」(40ページ)を作成します。

《元号コード》

生年月日欄などにおける「元号」欄は、右の表から選択したコードを記入してください。

なお、元号コードは、第1表、第1表（続）、第4表の2、第7表、第8表、第9表、第10表、第11表、第11の2表、第13表、第14表の各年月日の元号欄に記入します。

コード	元号
1	明治
2	大正
3	昭和
4	平成
5	令和

《続柄コード》

第1表・第1表（続）・第2表の「続柄」欄には、以下のコードを記入してください。

コード	続柄
01	配偶者
11	長男
12	二男
13	三男
14	四男
15	五男
16	六男
17	七男
18	八男
19	九男

コード	続柄
21	長女
22	二女
23	三女
24	四女
25	五女
26	六女
27	七女
28	八女
29	九女
90	養子

コード	続柄
30	孫
41	父
42	母
51	祖父
52	祖母
61	兄
62	弟
63	姉
64	妹
10	子
99	その他

第1表・第1表（続）⑧欄「あん分割合」について

あん分割合の記入は、小数点以下10位までを限度として記入してください。

また、小数点以下2位未満の端数については、財産を取得した人全員が選択した方法により、全員の割合の合計が1.00になるように小数点以下2位未満の端数を調整して記入しても差し支えありません。

（調整例）

財産を取得した人	(各人の合計)	甲	乙	丙
課税価格	490,242,000	254,286,000	122,456,000	113,500,000
調整前のあん分割合	1.00	0.5186949...	0.2497868...	0.2315183...

▽

調整後のあん分割合	1.00	0.52	0.25	0.23
-----------	------	------	------	------

※ 調整した数値を、第1表又は第1表（続）の⑧欄に記入します。

この申告書で共同して提出しない人である場合（参考として記載している場合）はこの欄に「1」と記入してください（その人の分は申告書とは取り扱いません。）。
 （注）共同して申告書を提出しない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。

共同して申告書を提出される方のマイナンバー（個人番号）又は法人番号を記入してください。

様式ID NTA0VNB005010010



相続税の申告書 第1表の付表1

納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）

		被相続人				
この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。 ① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の直前に死亡している場合 ② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合 ③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合						
1 死亡した者の住所・氏名等						
住所		フリガナ		氏名		
				相続開始年月日		
				年 月 日		
2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額			納付すべき税額（円） <small>（相続税の申告書第1表の②又は③の金額）</small>	 A	
			還付される税額（円） <small>（相続税の申告書第1表の④又は⑤の金額）</small>		△	
3 相続人等の代表者の指定 （相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。）				相続人等の代表者の氏名		
4 限定承認の有無 （相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。）						
限定承認						
5 相続人等に関する事項	(1) 郵便番号		—		—	
	(2) 住所					
	(3) フリガナ					
	(4) 氏名 <small>（参考として記載している場合は、氏名の隣の欄に「1」と記入してください。）</small>		↓		↓	
	(5) 個人番号又は法人番号					
	(6) 職業及び被相続人との続柄		職業		続柄	
	(7) 生年月日		年 月 日		年 月 日	
	(8) 電話番号		— —		— —	
	(9) 承継割合..... B		法定 指定		法定 指定	
	(10) 相続又は遺贈により取得した財産の価額（円）					
	(11) 各人の(10)の合計（円）					
(12) (10)の(11)に対する割合 $\left(\frac{(10)}{(11)}\right)$		—		—		
6 税額	A × B		納付すべき税額（円） <small>（各人の100円未満切捨て）</small>		00 00 00	
			還付される税額（円）		△ △ △	

（令和5年1月分以降用）（R8.7）

この明細書（第1表の付表1）については、共同して申告書を提出するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください（「個人番号又は法人番号」欄を除きます。）。

この表は、還付される税額のある相続時精算課税適用者がいる場合に、
 還付される税額の受取場所を記入します。
 このページでは、事例とは別に、この表の記載例を掲載します。

様式ID NTAOKSE013010020



相続税の申告書 第1表の付表2

還付される税額の受取場所

被相続人 E01

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を承継した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「②欄」若しくは「⑦欄」又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。
 なお、還付される税金の受取りに当たって、
 ① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を記入してください。
 ② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を記入してください。
 ※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行各店舗又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局名等を記入してください。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合			
フリガナ	E02	金融機関名	金融機関区分	支店名等	本支店区分
氏名	E03	記載例①：銀行等の口座への振込みを希望する場合 記載例②：ゆうちょ銀行の口座への振込みを希望する場合 記載例③：ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りを希望する場合			
		記号番号 (7～13桁)	E08	-	E09
				郵便局名等	E10

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合			
フリガナ	E11	金融機関名	金融機関区分	支店名等	本支店区分
氏名	E12	○○	G04 1	△△	G05 2
		1	※その他	E15	E16
		1	預金種類について、「9：その他※」を選択した場合には、「※その他」欄に、その詳細を記載してください。		XXXXXXX
				E16	7桁以内で記入してください。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合			
フリガナ	E20	金融機関名	金融機関区分	支店名等	本支店区分
氏名	E21	記号部分（5桁）		番号部分（2～8桁）	
		G09	3	E24	E25
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合		郵便局等の窓口での受取りの場合	
		記号番号 (7～13桁)	E26	-	E27
		1XXX0	E27	XXXXXX1	E28

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合			
フリガナ	E29	金融機関名	金融機関区分	支店名等	本支店区分
氏名	E30	又は ○○郵便局			
		G12	1	E33	E37
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合		郵便局等の窓口での受取りの場合	
		記号番号 (7～13桁)	E35	-	E36
				郵便局名等	E37
				ゆうちょ銀行□□支店	

(令和5年1月分以降用) (R8.7)

※ 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。



相続税の申告書 第2表

相続税の総額の計算書

被相続人 E01 国税 太郎

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。
 なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の④欄及び⑤欄並びに⑨欄から⑪欄までは記入する必要がありません。

① 課税価格の合計額(円)		② 遺産に係る基礎控除額		③ 課税遺産総額(円)	
		④の法定相続人の数(人) (単位:万円)			
① (第1表④)	G01 498,600,000	3,000万円+(600万円×④) = G04 4,800		③ (①-②)	G05 450,600,000
② (第3表④)	G02 ,000	⑤の人数及び⑥の金額を第1表⑥へ転記します。		③ (①-②)	G06 ,000
④法定相続人((注)1参照)		⑤左の法定相続人に応じた法定相続分		第1表の「相続税の総額⑦」の計算(円)	
氏名		被相続人との続柄		⑥法定相続分に応ずる取得金額(③×⑤)(1,000円未満切捨て)	
				⑦相続税の総額の基となる税額(下の「速算表」で計算します。)	
				⑧法定相続分に応ずる取得金額(③×⑤)(1,000円未満切捨て)	
				⑨相続税の総額の基となる税額(下の「速算表」で計算します。)	
E02	国税 花子	G07 01	G08 1 G09 2	G10 225,300,000	G11 74,385,000
E03	国税 一郎	G12 11	G13 1 G14 4	G15 112,650,000	G16 28,060,000
E04	税務 幸子	G17 21	G18 1 G19 4	G20 112,650,000	G21 28,060,000
E05		G22	G23	G24	G25
E06		G27	G28	G29	G30
E07		G32	G33	G34	G35
法定相続人の数(人)		④ A 3	合計 1	⑧相続税の総額(⑦の合計額)(円)(100円未満切捨て) G50 130,505,000	
				⑨相続税の総額(⑨の合計額)(円)(100円未満切捨て) G51 00	

(注) 1 被相続人との続柄はコード表を参照してください。なお、④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
 2 ③欄の金額を第1表⑦欄へ転記します。財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合は、⑧欄の金額を第1表⑧欄へ転記するとともに、⑨欄の金額を第3表⑨欄へ転記します。

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	10,000千円以下	30,000千円以下	50,000千円以下	100,000千円以下	200,000千円以下	300,000千円以下	600,000千円以下	600,000千円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	27,000千円	42,000千円	72,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。
 ⑥欄の金額×税率-控除額=⑦欄の税額 ⑧欄の金額×税率-控除額=⑨欄の税額
 例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額(⑦欄)は、30,000千円×15%-500千円=4,000千円です。

○連帯納付義務について
 相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。

(令和5年1月分以降用) (R8.7)

○ 被相続人に養子があるとき

被相続人に養子があるときは、遺産に係る基礎控除額を計算する場合の法定相続人の数に含めるその養子の数が制限される場合があります(2ページ参照)。この制限される場合における養子についても、「④法定相続人」欄に全員記入し、「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄には、右の記載例のように記入します。

なお、この例の場合、「④法定相続人」の最下欄の「法定相続人の数④」欄の人数は4人となります。

④法定相続人((注)1参照)		⑤左の法定相続人に応じた法定相続分	
氏名	被相続人との続柄		
山田花子(妻)	01	1/2	
山田太郎(長男)	11	1/6	
山田桜子(長女)	21	1/6	
山田一郎(養子)	90	1/6	
山田二郎(養子)	90	1/6	
法定相続人の数(人)	④ A 4	合計	1

この表は、財産を取得した人のうちに農地等についての相続税の納税猶予及び免除等の適用を受ける者（農業相続人）がいる場合に記入します。

様式ID NTAOKSE030010010



農業相続人の氏名を必ず記入してください。

相続税の申告書 第3表

財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の各人の算出税額の計算書

		被相続人		E01			
私は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けます。		相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人の氏名及び年齢					
		氏名		年齢(歳)		氏名	
		E02	G01	E03	G02	E04	G03
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合には、特例農地等については農業投資価格によって課税財産の価額を計算することになりますので、その被相続人から財産を取得した全ての人は、この表によって各人の算出税額を計算します。							
財産を取得した人の氏名		(各人の合計)		E05	E06	E07	
課税価格の計算	取得財産の価額(円)	農業相続人(第12表⑤)	① G04	← 農業相続人とその他の人では記入する欄が異なります。	G28	G38	
		その他の人(第1表①+第1表②)	② G05		G29	G39	
	債務及び葬式費用の金額(円)(第1表③)		③ G06	G30	G40		
	純資産価額(円)((①-③)又は(②-③))(赤字のときは0)		④ G07	G31	G41		
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(円)(第1表⑤)		⑤ G08	G32	G42		
	課税価格(円)((④+⑤)(1,000円未満切捨て)		⑥ (A) G09	G23	G33	G43	
相続税の総額(円)(第2表⑪)			⑦ G10	00		00	
各人の算出税額の計算	あん分割合 $\frac{\text{各人の⑥}}{\text{A}}$		⑧	1.00	C01	C02	C03
	算出税額(円)((⑦×各人の⑧)		⑨ G11		G24	G34	G44
	相続税の総額の差額		⑩ G12	00	(第1表の⑦の金額)		(この表の⑦の金額)
	農業相続人の納税猶予の基となる税額(円)		⑪ (B) G13	G25	G35	G45	
	各人へのあん分額(⑩×各人の⑪÷⑧)		⑫ G14	G26	G36	G46	
	各人の算出税額(円)((⑨+⑫)		⑬ G15	G27	G37	G47	
財産を取得した人の氏名							
		E08	E09	E10	E11		
課税価格の計算	取得財産の価額(円)	農業相続人(第12表⑤)	① G48	G58	G68	G78	
		その他の人(第1表①+第1表②)	② G49	G59	G69	G79	
	債務及び葬式費用の金額(円)(第1表③)		③ G50	G60	G70	G80	
	純資産価額(円)((①-③)又は(②-③))(赤字のときは0)		④ G51	G61	G71	G81	
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(円)(第1表⑤)		⑤ G52	G62	G72	G82	
	課税価格(円)((④+⑤)(1,000円未満切捨て)		⑥ G53	G63	G73	G83	
相続税の総額(円)(第2表⑪)			⑦				
各人の算出税額の計算	あん分割合 $\frac{\text{各人の⑥}}{\text{A}}$		⑧ C04	C05	C06	C07	
	算出税額(円)((⑦×各人の⑧)		⑨ G54	G64	G74	G84	
	相続税の総額の差額		⑩				
	農業相続人の納税猶予の基となる税額(円)		⑪ G55	G65	G75	G85	
	各人へのあん分額(⑩×各人の⑪÷⑧)		⑫ G56	G66	G76	G86	
	各人の算出税額(円)((⑨+⑫)		⑬ G57	G67	G77	G87	

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
 2 各人の⑬欄の金額を第1表のその人の「算出税額⑬」欄に転記します。
 この場合、第1表の「一般の場合」の「あん分割合⑤」欄及び「算出税額⑨」欄の記入を行う必要はありません。

(平成26年分以降用) (R8.7)

あん分割合については、38ページを参照してください。



元号コード（38ページ参照）と
年分は必ず記載してください。

相続税の申告書 第4表の2

暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

		被相続人		E01		国税 太郎	
この表は、第14表の「1 純資産価額」に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細欄に記入した財産のうち相続税の課税価格に加算されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。							
		控除を受ける人の氏名		E02	税務 幸子	E04	
		贈与税の申告書の提出先		E03	署	E05	署
相続開始の年の前年分	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産(特例贈与財産)を取得した場合						
	相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(円)		①	G01		G09	G17
	①のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税額の計算の基礎となった価額)		②	G02		G10	G18
	その年分の暦年課税分の贈与税額(円)		③	G03	←	G11	G19
	控除を受ける贈与税額(円) (特例贈与財産分) (③×②÷①)		④	G04		G12	G20
元号 年 分	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けない財産(一般贈与財産)を取得した場合						
	相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税の配偶者控除後の金額)		⑤	G05		G13	G21
	⑤のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税額の計算の基礎となった価額)		⑥	G06		G14	G22
	その年分の暦年課税分の贈与税額(円)		⑦	G07	←	G15	G23
	控除を受ける贈与税額(円) (一般贈与財産分) (⑦×⑥÷⑤)		⑧	G08		G16	G24
相続開始の年の前々々年分	贈与税の申告書の提出先		E08	署	E09	署	E10
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産(特例贈与財産)を取得した場合						
	相続開始の年の前々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(円)		⑨	G25		G33	G41
	⑨のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税額の計算の基礎となった価額)		⑩	G26		G34	G42
	その年分の暦年課税分の贈与税額(円)		⑪	G27	←	G35	G43
元号 年 分	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けない財産(一般贈与財産)を取得した場合						
	相続開始の年の前々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税の配偶者控除後の金額)		⑬	G29		G37	G45
	⑬のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税額の計算の基礎となった価額)		⑭	G30		G38	G46
	その年分の暦年課税分の贈与税額(円)		⑮	G31	←	G39	G47
	控除を受ける贈与税額(円) (一般贈与財産分) (⑮×⑭÷⑬)		⑯	G32		G40	G48
相続開始の年の前々々々年分	贈与税の申告書の提出先		E11	市川 署	E12	署	E13
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産(特例贈与財産)を取得した場合						
	相続開始の年の前々々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(円)		⑰	G49	2,000,000	G57	G65
	⑰のうち相続開始の日から遡って3年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税額の計算の基礎となった価額)		⑱	G50	2,000,000	G58	G66
	その年分の暦年課税分の贈与税額(円)		⑲	G51	90,000	G59	G67
元号 年 分	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けない財産(一般贈与財産)を取得した場合						
	相続開始の年の前々々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税の配偶者控除後の金額)		⑳	G53		G61	G69
	⑳のうち相続開始の日から遡って3年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税額の計算の基礎となった価額)		㉑	G54		G62	G70
	その年分の暦年課税分の贈与税額(円)		㉒	G55	←	G63	G71
	控除を受ける贈与税額(円) (一般贈与財産分) (㉒×㉑÷㉐)		㉓	G56		G64	G72
暦年課税分の贈与税額控除額計(円) (④+⑧+⑯+㉓)		㉔	G73	90,000	G74	G75	

(注) 各人の⑳欄の金額を第1表のその人の「暦年課税分の贈与税額控除額㉔」欄に転記します。

(平成31年1月分以降適用) (R8.7)

特定贈与財産（4ページ参照）に該当するものがある場合には、被相続人から贈与を受けた財産の総額からその特定贈与財産の価額を差し引いた金額を記入します。

それぞれのその年に課税された暦年課税分の贈与税額（利子税、延滞税及び加算税の額は含まれません。）を記入します。
なお、同年中に贈与により取得した財産が「特例贈与財産」と「一般贈与財産」の両方の財産である場合には、申告書第4表の2の記載要領等をご確認ください。



相続税の申告書 第5表

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人 E01 国税 太郎

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合 (この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額(円)	(第1表の④の金額)	[配偶者の法定相続分]		⇒ ⑦ ※	249,300,000
	601	498,600,000	$\times \frac{1}{2}$ $\times \frac{2}{2}$		
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円					

配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格(円)	① 分割財産の価額 (第11表2の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①-④+⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)※						
	606	256,646,350	607	3,359,600	608	3,359,600	609	3,359,600	610	1,000,000	611

⑦ 相続税の総額(円) (第1表の⑦の金額)	⑧ ⑦の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額(円)	⑨ 課税価格の合計額(円) (第1表の④の金額)	⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額(円) (⑦×⑧÷⑨)				
612	130,505,000	613	249,300,000	614	498,600,000	615	65,252,500

配偶者の税額軽減の限度額(円)	(第1表の配偶者の⑩又は⑪の金額)	(第1表の配偶者の⑫の金額)	⇒ ⑪ ※		
	616	66,557,550	617	0	618

配偶者の税額軽減額(円)	(⑩の金額と⑫の金額のうちいずれか少ない方の金額)	⇒ ⑬ ※	
619	65,252,500	620	65,252,500

(注) ⑬の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

配偶者が農業相続人である場合には、第1表の⑩欄の金額を記入します。

円単位まで計算した金額を記入します。

2 配偶者以外の人が農業相続人である場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額(円)	(第3表の④の金額)	[配偶者の法定相続分]		⇒ ⑭ ※	
	621		$\times \frac{\quad}{\quad}$ $\times \frac{\quad}{\quad}$		
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円					

配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格(円)	⑪ 分割財産の価額 (第11表2の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑮ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑯ (⑪-⑫+⑮)の金額 (⑮の金額より小さいときは⑮の金額) (1,000円未満切捨て)※				
	626		627		628		629		630

⑰ 相続税の総額(円) (第3表の⑦の金額)	⑱ ⑰の金額と⑯の金額のうちいずれか少ない方の金額(円)	⑲ 課税価格の合計額(円) (第3表の④の金額)	⑳ 配偶者の税額軽減の基となる金額(円) (⑰×⑱÷⑲)				
631		632		633		634	

配偶者の税額軽減の限度額(円)	(第1表の配偶者の⑱の金額)	(第1表の配偶者の⑳の金額)	⇒ ㉑ ※		
	635		636		637

配偶者の税額軽減額(円)	(⑱の金額と⑳の金額のうちいずれか少ない方の金額)	⇒ ㉒ ※	
638		639	

(注) ㉒の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額㉒」欄に転記します。
 ※ 相続税法第19条の2第5項(⑬記載又は仮装があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用)の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表の④の金額)、⑥、⑦、⑧、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表の④の金額)、⑮、⑯及び⑰の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。

租税特別措置法第70条の2の7の規定などの適用により、配偶者の第11表の2表の1の⑧欄の金額がある場合には、分割財産の価額(第11表の2の配偶者の①の金額)に加算して①欄又は⑩欄に記入します。



相続税の申告書 第6表
未成年者控除額・障害者控除額の計算書

被相続人	E01
------	-----

1 未成年者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満18歳にならない人がいる場合に記入します。)

未成年者の氏名	E02	E03	E04	計		
年齢 (1年未満切捨て)	① G01	歳	G02	歳	G03	歳
未成年者控除額(円)	②	10万円×(18歳-G04)	10万円×(18歳-G05)	10万円×(18歳-G06)	G10	
	=	G07	0,000	=	G08	0,000
未成年者の第1表の (⑨+⑩-⑫-⑬)又は (⑩+⑪-⑬-⑭)の 相続税額(円)	③	G11	G12	G13	G14	
(注) 1 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第8の8表1のその未成年者の「未成年者控除額①」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。						
控除しきれない金額 (円) (②-③)	④	G15	G16	G17	計 ④	G18
(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額) ④欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。						
扶養義務者の氏名	E05	E06	E07	計		
扶養義務者の第1表の (⑨+⑩-⑫-⑬)又は (⑩+⑪-⑬-⑭)の 相続税額(円)	⑤	G19	G20	G21	G22	
未成年者控除額(円)	⑥	G23	G24	G25	G26	
(注) 各人の⑥欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第8の8表1の「未成年者控除額①」欄に転記します。						

過去の相続の際に未成年者控除の適用を受けた人で控除額に制限がある場合(12ページ参照)には、「0,000」を二重線で抹消し、今回受けることができる金額を②欄に記入してください。

2 障害者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がいる場合に記入します。)

	一般障害者			特別障害者			計
障害者の氏名	E08	E09	E10				
年齢 (1年未満切捨て)	①	G27	歳	G28	歳	G29	歳
障害者控除額(円)	②	10万円×(85歳-G30)	10万円×(85歳-G31)	20万円×(85歳-G32)	G36		
	-	G33	0,000	-	G34	0,000	
障害者の第1表の(⑨+⑩-⑫-⑬)-第8の8表1の①又は第1表の(⑩+⑪-⑬-⑭)-第8の8表1の①の相続税額(円)	③	G37	G38	G39	G40		
(注) 1 過去に障害者控除の適用を受けた人の控除額は、②欄により計算した金額とは異なりますので税務署にお尋ねください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第8の8表1のその障害者の「障害者控除額②」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。							
控除しきれない金額 (円) (②-③)	④	G41	G42	G43	計 ④	G44	
(扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額) ④欄の金額は、障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。							
扶養義務者の氏名	E11	E12	E13				計
扶養義務者の第1表の (⑨+⑩-⑫-⑬)-第8の8表1の①又は第1表の(⑩+⑪-⑬-⑭)-第8の8表1の①の相続税額(円)	⑤	G45	G46	G47	G48		
障害者控除額(円)	⑥	G49	G50	G51	G52		
(注) 各人の⑥欄の金額を障害者控除を受ける扶養義務者の第8の8表1の「障害者控除額②」欄に転記します。							

過去の相続の際に障害者控除の適用を受けた人で控除額に制限がある場合(12ページ参照)には、「0,000」を二重線で抹消し、今回受けることができる金額を②欄に記入してください。



相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。

相続税の申告書 第7表

相次相続控除額の計算書

被相続人 E01 国税 太郎

この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。

1 相次相続控除額の総額の計算

前の相続に係る被相続人の氏名		前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との続柄		前の相続に係る相続税の申告書の提出先	
E02 国税 太助		E03 国税太郎の父		E04 春日部 署	
① 前の相続の年月日		② 今回の相続の年月日		③ 前の相続から今回の相続までの期間 (1年未満切捨て)	
元号 年 月 日		元号 年 月 日		④ 10年-③の年数	
N01 4 29 3 10		N02 5 8 5 10		G01 9 年 G02 1 年	
⑤ 被相続人が前の相続の時に取得した純資産 価額(円)(相続時精算課税適用財産の価額 を含みます。)		⑥ 前の相続の際の被相続人の相続税額(円)		⑦ (⑤-⑥)の金額(円)	
G03 19,411,546		G04 4,250,000		G05 15,161,546	
⑧ 今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る 贈与によって財産を取得した全ての人の純資 産価額の合計額(円)(第1表の④の合計金 額)		⑨ 相次相続控除額の総額(円)		⑩ (⑧-⑦)×④	
G06 495,602,246		G07 4,250,000 × (G08 495,602,246) × (G09 15,161,546) × (G10 1) = G11 425,000		G11 425,000	

2 各相続人の相次相続控除額の計算

(1) 一般の場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人の全ての人を記入します。)

今回の相続の被相続人から財産を 取得した相続人の氏名	⑪ 相次相続控除額の総額 (円)	⑫ 各相続人の純資産価額(円) (第1表の各人の④の金額)	⑬ 相続人以外の人も含めた純 資産価額の合計額(円)(第 1表の④の各人の合計)	⑭ 各人の⑭の割合	⑮ 各人の相次相続控除額(円) (⑪×各人の⑭の割合)
E05 国税 花子	G12 425,000	G13 253,286,750	G14 495,602,246	C01 0.5110686080	G15 217,204
E06 国税 一郎		G16 129,636,813		C02 0.2615743049	G17 111,169
E07 税務 幸子		G18 112,678,683		C03 0.2273570871	G19 96,627
E08		G20		C04	G21
E09		G22		C05	G23

(2) 相続人のうちに農業相続人がいる場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合に、財産を取得した相続人の全ての人を記入します。)

今回の相続の被相続人から財産を 取得した相続人の氏名	⑯ 相次相続控除額の総額 (円)	⑰ 各相続人の純資産価額(円) (第3表の各人の④の金額)	⑱ 相続人以外の人も含めた純 資産価額の合計額(円)(第 3表の④の各人の合計)	⑲ 各人の⑲の割合	⑳ 各人の相次相続控除額(円) (⑯×各人の⑲の割合)
E10	G24	G25	G26	C06	G27
E11		G28		C07	G28
E12		G30		C08	G31
E13		G32		C09	G33
E14		G34		C10	G35

(注) 1 ⑤欄の相続時精算課税適用財産の価額は、令和6年1月1日以後の贈与により取得した財産の場合、その贈与により取得した年分ごとに、その財産の価額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額となります。
2 ⑥欄の相続税額は、相続時精算課税分の贈与税額控除後の金額をいい、その被相続人が納税猶予の適用を受けていた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税及び加算税の額は含まれません。
3 各人の⑭又は⑲欄の金額を第8の8表1のその人の「相次相続控除額⑮」欄に転記します。

(令和6年1月分以降適用) (R8.7)



相続税の申告書 第8表
外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書

		被相続人		E01									
1 外国税額控除 (この表は、課税される財産のうち外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。)													
外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税					③ ①の日現在における邦貨換算率	④ 邦貨換算税額(円) (②×③)	⑤ 邦貨換算在外純財産の価額(円)	⑥ ⑤の金額 取得財産の価額の割合	⑦ 相次相続控除後の税額×⑥ (円)	⑧ 控除額(円) (④と⑦のうちいずれか少ない方の金額)		
	国名及び税の名称	① 納期限										② 税額	
		元号	年	月	日								
E02	E03	N01				J01	通貨単位	C01	G01	G02	C02	G03	G04
E04	E05	N02				J02	通貨単位	C03	G05	G06	C04	G07	G08
E06	E07	N03				J03	通貨単位	C05	G09	G10	C06	G11	G12
E08	E09	N04				J04	通貨単位	C07	G13	G14	C08	G15	G16
E10	E11	N05				J05	通貨単位	C09	G17	G18	C10	G19	G20
(注) 1 ⑤欄は、在外財産(被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産を含みます。)の価額からその財産についての債務の金額を控除した金額を記入します。 なお、在外財産が令和6年1月1日以後の贈与により取得した相続時精算課税適用財産である場合その在外財産の価額は、その贈与を受けた年と同一年中に被相続人である特定贈与者から贈与により取得した相続時精算課税適用財産の価額の合計額からその年分の相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額が限度となります。 2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額により算出します。 3 各人の⑧欄の金額を第8の8表1のその人の「外国税額控除額④」欄に転記します。													
2 農地等納税猶予税額 (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)													
農業相続人の氏名		E12		E13		E14							
納税猶予の基となる税額(円) (第3表の各農業相続人の⑫の金額)		①	G21	G28		G35							
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(円) (第4表⑥× $\frac{\text{第3表の各農業相続人の⑬の金額}}{\text{①}}$)		②	G22	G29		G36							
納税の猶予税額控除の計算	税額控除額の計(円) (第1表の各農業相続人の(⑧+⑨)の金額)	③	G23	G30		G37							
	第3表⑨の各農業相続人の算出税額(円)	④	G24	G31		G38							
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(円) (第4表⑥× $\frac{\text{④}}{\text{第3表の各農業相続人の⑬の金額}}$)	⑤	G25	G32		G39							
	(③-④+⑤)の金額(円) (赤字のときは0)	⑥	G26	G33		G40							
農地等納税猶予税額(円) (①+②-⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)		⑦	G27	G34		G41							
(注) 1 各人の⑦欄の金額を第8の8表2のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。なお、その人が、他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、第8の7表の⑩欄の金額を第8の8表2のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。 2 この申告が修正申告である場合の⑦欄に記入する金額は、⑦欄の「①+②-⑥」の金額が修正前の「農地等納税猶予税額」の金額を超える場合には、当該修正前の「農地等納税猶予税額」の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において第12表に記入した特例農地等に限りません。)の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合、その誤りだけを修正するものであるときの⑦欄の金額は、当該修正前の「農地等納税猶予税額」の金額を超えることができます。													

この内訳書は、1の税額控除又は2の納税猶予の適用を受ける人がいる場合に作成します（相続税の納税猶予等の適用を受ける場合に作成する申告書については、32ページをご確認ください）。この内訳書で計算した合計欄の金額を第1表の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」及び「納税猶予税額⑳」欄に転記します。

様式ID N1AOKSE088010010



相続税の申告書 第8の8表

税額控除額及び納税猶予税額の内訳書

1の税額控除又は2の納税猶予の適用を受けない人は記入を要しません。

		被相続人	E01 国税 太郎	
1 税額控除額 (単位：円)				
この表は、「未成年者控除」、「障害者控除」、「相次相続控除」又は「外国税額控除」の適用を受ける人が第1表の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」欄に記入する金額の計算のために使用します。				
		(氏名)	(氏名)	
		E02 国税 花子	E03 国税 一郎	
未成年者控除額 (第6表1⑫、⑬又は⑭)	① G01		G06	
障害者控除額 (第6表2⑫、⑬又は⑭)	② G02		G07	
相次相続控除額 (第7表⑮又は⑯)	③ G03	217,204	G08 111,169	
外国税額控除額 (第8表1⑰)	④ G04		G09	
合計 (①+②+③+④)	⑤ G05	217,204	G10 111,169	
(注) 各人の⑤欄の金額を第1表のその人の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」欄に転記します。				

		(氏名)	(氏名)	
2 納税猶予税額 (単位：円)				
この表は、次の相続税の特例の適用を受ける人が第1表の「納税猶予税額⑳」欄に記入する金額の計算のために使用します。				
(1) 農地等についての納税猶予及び免除等（租税特別措置法第70条の6第1項） (2) 非上場株式会社等についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項） (3) 非上場株式会社等についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項） (4) 山林についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の6第1項） (5) 医療法人の持分についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の12第1項） (6) 特定美術品についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の7第1項） (7) 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10第1項）				
		(氏名)	(氏名)	
		E04	E05	
農地等納税猶予税額 (第8表2⑰)	① G11		G19	
株式会社等納税猶予税額 (第8の2表2A)	② G12		G20	
特例株式会社等納税猶予税額 (第8の2の2表2A)	③ G13		G21	
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑱)	④ G14		G22	
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	⑤ G15		G23	
美術品納税猶予税額 (第8の5表2A)	⑥ G16		G24	
事業用資産納税猶予税額 (第8の6表2A)	⑦ G17		G25	
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧ G18		G26	
(注) 1 上記①～⑦の特例又は医療法人の持分についての相続税の税額控除（租税特別措置法第70条の7の13第1項）のうち2以上の特例の適用を受ける人がいる場合は、その人の①～⑦欄には、第8の7表の「3 納税猶予税額等」のうち①～⑦欄に対応する欄の金額を転記します。 2 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「納税猶予税額⑳」欄に転記します。				

(令和5年1月分以降用) (R8.7)



相続税の申告書 第8の8表
税額控除額及び納税猶予税額の内訳書

被相続人 E01 国税 太郎

1 税額控除額 (単位：円)	
この表は、「未成年者控除」、「障害者控除」、「相次相続控除」又は「外国税額控除」の適用を受ける人が第1表の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」欄に記入する金額の計算のために使用します。	
	(氏名)
	E02 税務 幸子 E03
未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)	① G01 006
障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	② G02 007
相次相続控除額 (第7表⑬又は⑭)	③ G03 96,627 008
外国税額控除額 (第8表1⑧)	④ G04 009
合計 (①+②+③+④)	⑤ G05 96,627 010

(注) 各人の⑤欄の金額を第1表のその人の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」欄に転記します。

2 納税猶予税額 (単位：円)	
この表は、次の相続税の特例の適用を受ける人が第1表の「納税猶予税額⑳」欄に記入する金額の計算のために使用します。	
(1) 農地等についての納税猶予及び免除等 (租税特別措置法第70条の6第1項) (2) 非上場株式会社等についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項) (3) 非上場株式会社等についての納税猶予及び免除の特例 (租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項) (4) 山林についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の6第1項) (5) 医療法人の持分についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の7の12第1項) (6) 特定美術品についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の7第1項) (7) 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の10第1項)	
	(氏名)
	E04 E05
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	① G11 019
株式等納税猶予税額 (第8の2表2A)	② G12 020
特例株式等納税猶予税額 (第8の2の2表2A)	③ G13 021
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)	④ G14 022
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	⑤ G15 023
美術品納税猶予税額 (第8の5表2A)	⑥ G16 024
事業用資産納税猶予税額 (第8の6表2A)	⑦ G17 025
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧ G18 026

(注) 1 上記①～⑦の特例又は医療法人の持分についての相続税の税額控除 (租税特別措置法第70条の7の13第1項)のうち2以上の特例の適用を受ける人がいる場合は、その人の①～⑦欄には、第8の7表の「3 納税猶予税額等」のうち①～⑦欄に対応する欄の金額を転記します。
2 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「納税猶予税額⑳」欄に転記します。



相続税の申告書 第9表
生命保険金などの明細書

被相続人 E01 国税 太郎

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など
この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地		保険会社等の名称		受取年月日				受取金額(円)	受取人の氏名		
				元号	年	月	日				
E02	千代田区 〇〇2丁目×番	E03	〇〇生命保険(相)	N01	5	8	7	G01	29,629,483	E04	国税 一郎
E05	千代田区 〇〇2丁目×番	E06	〇〇生命保険(相)	N02	5	8	7	G02	5,000,000	E07	国税 一郎
E08	千代田区 〇〇1丁目×番	E09	××生命保険(相)	N03	5	8	7	G03	10,000,000	E10	国税 一郎
E11	中央区 〇〇2丁目×番	E12	△△生命保険(相)	N04	5	8	8	G04	20,000,000	E13	税務 幸子
E14	中央区 〇〇1丁目×番	E15	株〇〇生命保険	N05	5	8	9	G05	10,768,125	E16	税務 幸子

(注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2 相続人以外の方が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
3 相続時特算課税適用財産は含まれません。

2 課税される金額の計算
この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額(円)	〔第2表の④の法定相続人の数〕 (500万円× G06 3 人により計算した金額を右の⑤に記入します。)		⑤ G07	15,000,000
保険金などを 受け取った相続人の氏名	① 受け取った保険金などの金額(円)	② 非課税金額(円) (A × $\frac{\text{各人の①}}{\text{B}}$)	③ 課税金額(円) (①-②)	
E17 国税 一郎	G08 44,629,483	G09 8,878,826	G10	35,750,657
E18 税務 幸子	G11 30,768,125	G12 6,121,174	G13	24,646,951
E19	G14	G15	G16	
E20	G17	G18	G19	
E21	G20	G21	G22	
合計	⑥ G23 75,397,608	G24 15,000,000	G25	60,397,608

(注) 1 ⑥の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
2 ③欄の金額を第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

(令和6年1月分以降用) (R8.7)

相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。



相続税の申告書 第10表

退職手当金などの明細書

被相続人 E01 国税 太郎

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など
 この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日				退職手当金などの名称	受取金額(円)	受取人の氏名	
E02	E03	元号	年	月	日	E04	G01	E05	
		文京区〇〇 1丁目3番5号	〇〇商事(株)	N01	5				8
E06	E07	元号	年	月	日	E08	G02	E09	
		文京区〇〇 1丁目3番5号	〇〇商事(株)	N02	5				8
E10	E11	元号	年	月	日	E12	G03	E13	
E14	E15	元号	年	月	日	E16	G04	E17	
E18	E19	元号	年	月	日	E20	G05	E21	

(注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
 2 相続人以外の方が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、受け取った金額そのままを第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

2 課税される金額の計算
 この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金などの非課税限度額(円)	[第2表のAの法定相続人の数] (500万円 × G06 <input type="text" value="3"/> 人により計算した金額を右のAに記入します。)		A G07	15,000,000
退職手当金などを 受け取った相続人の氏名	① 受け取った退職手当金などの金額(円)	② 非課税金額(円)(A × $\frac{\text{各人の①}}{\text{B}}$)	③ 課税金額(円) (① - ②)	
E22 国税 花子	G08 45,000,000	G09 15,000,000	G10	30,000,000
E23	G11	G12	G13	
E24	G14	G15	G16	
E25	G17	G18	G19	
E26	G20	G21	G22	
合計	B G23 45,000,000	G24 15,000,000	G25	30,000,000

(注) 1 Bの金額がAの金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
 2 ③欄の金額を第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

(令和6年1月分以降用) (R8.7)

相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。

遺産の分割状況に応じて、該当する番号を記入してください。

遺産の全部又は一部について分割がされている場合には、分割の日を記入してください。

相続税の申告書 第11表

相続税がかかる財産の合計表
(相続時精算課税適用財産を除きます。)

様式ID NTAOKSE160010010



被相続人の氏名 E01 国税 太郎

この表は、遺産の分割状況及び各人の取得財産の価額の合計額等を記入します。
なお、相続税がかかる財産（相続時精算課税適用財産を除きます。以下同じです。）の明細については、財産の種類に応じて第11表の付表1から付表4に記入してください。
(注) 財産を取得した人が10名を超える場合には、この合計表を追加して記入してください。

1 遺産の分割状況及び財産取得者の一覧

遺産の分割状況及び相続税がかかる財産を取得した人全ての氏名を記入します。

遺産の分割状況	分割の日	全部分割				一部分割			
		元号	年	月	日	元号	年	月	日
1:全部分割 2:一部分割 3:全部未分割	G01 1	N01 5	8	8	16	N02			

財産取得者の一覧

項番	財産を取得した人の氏名		項番	財産を取得した人の氏名	
G02 1	E02	国税 花子	G03	E03	
G04 2	E04	国税 一郎	G05	E05	
G06 3	E06	税務 幸子	G07	E07	
G08	E08		G09	E09	
G10	E10		G11	E11	

(注) 1 「遺産の分割状況」欄は、遺産の分割状況に応じた番号を記入します。
2 「分割の日」欄は、遺産の全部又は一部について分割がされている場合には、その分割の日を記入します。

2 取得財産の価額の合計表

財産を取得した人の番号	① 分割財産の価額 (円)	② 未分割財産の価額 (円)	③ 取得財産の価額 (円) (①+②)
G12 1	G13 256,646,350	G14 0	G15 256,646,350
G16 2	G17 129,067,118	G18 0	G19 129,067,118
G20 3	G21 112,678,683	G22 0	G23 112,678,683
G24	G25	G26	G27
G28	G29	G30	G31
G32	G33	G34	G35
G36	G37	G38	G39
G40	G41	G42	G43
G44	G45	G46	G47
G48	G49	G50	G51

(注) 1 「財産を取得した人の番号」欄は、上記1の「項番」欄に記入した番号を記入します。
2 「①分割財産の価額」欄は、第11表の付表1から付表4の「分割が確定した財産」の「取得財産の価額」欄に記入した価額について、財産を取得した人ごとに合計した金額を記入します。
3 「②未分割財産の価額」欄は、第11表の付表1から付表4の「財産の明細」に記入した財産のうち、未分割である財産の価額の合計額を各相続人が相続分（寄与分を除きます。）に応じて取得するとして計算される金額を記入します。
4 「③取得財産の価額」欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。

(令和6年1月分公算額用) (第11表)

「財産を取得した人の番号」欄は、上記1の「項番」欄に記入した番号を記入します。

第11表の付表1～4（54～61ページ）の「分割が確定した財産」の「取得財産の価額」欄に記入した価額について、財産を取得した人ごとに合計した金額を記入します。

第11表の付表1～4（54～61ページ）の「財産の明細」に記入した財産のうち、未分割である財産の価額の合計額を各相続人が相続分（寄与分を除きます。）に応じて取得するとして計算される金額を記入します。

各欄の記入に当たっては、次ページの「取得した財産の細目等の記載要領」によります。

「国外」欄は、取得した土地又は家屋等の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。

「持分割合」欄は、被相続人が有していた持分割合を記入してください（被相続人が単独で所有していた財産については、この欄の記入は必要ありません。）。

相続税の申告書 第11表の付表1
相続税がかかる財産の明細書
(土地・家屋等用)

様式ID	NTAOKSE161010010
被相続人の氏名	E01 国税 太郎



この明細書は、相続税がかかる財産（相続時精算課税適用財産を除きます。）のうち、土地（土地の上に存する権利を含みます。）又は家屋等の明細を記入します。

財産		の明細										分割が確定した財産		
項番	細目コード	細目	所在場所	面積 (㎡)	単価 (円) 又は倍数		取得した人の番号	取得財産の価額 (円)		持分割合	固定資産税評価額 (円)	価額 (円)	取得した人の番号	取得財産の価額 (円)
					利用区分	国外								
特例	備考													
G01 1	G02 13 E02	宅地	E06 埼玉県 E07 春日部市	C01 165.00	C02		G08 1	G09 6,435,000					G10 2	G11 6,435,000
	E03 自用地 (居住用)	G03	E08 〇〇〇三丁目	G04	G05	/ G06								
	E04 1	E05	E09 5番16	G07 12,870,000	G12	G13								
G14 2	G15 13 E10	宅地	E14 埼玉県 E15 春日部市	C03 150.00	C04		G21 1	G22 30,810,000					G23	G24
	E11 貸家建付地	G16	E16 〇〇〇三丁目	G17	G18	/ G19								
	E12 1	E13	E17 5番17	G20 30,810,000	G25	G26								
G27 3	G28 13 E18	宅地	E22 東京都 E23 文京区	C05 150.00	C06 236,340		G34 1	G35 35,451,000					G36	G37
	E19 貸家建付地	G29	E24 〇〇一丁目	G30	G31	/ G32								
	E20	E21	E25 3番5	G33 35,451,000	G38	G39								
G40 4	G41 13 E26	宅地	E30 埼玉県 E31 春日部市	C07 150.00	C08 280,000		G47 1	G48 28,000,000					G49 3	G50 14,000,000
	E27 自用地 (未利用地)	G42	E32 〇〇〇二丁目	G43	G44	/ G45								
	E28	E29	E33 3番4	G46 42,000,000	G51	G52								
G53 5	G54 13 E34	宅地	E38 埼玉県 E39 春日部市	C09 1,125.00	C10 285,360		G60 3	G61 10,272,960					G62	G63
	E35 貸家建付地	G55	E40 〇〇一丁目	G56	G57	/ G58								
	E36	E37 6,144/192,000	E41 1番	G59 10,272,960	G64	G65								
G66 6	G67 14 E42	山林	E46 〇〇県 E47 〇〇郡〇〇町	C11 30,000	C12 15		G73 2	G74 3,617,100					G75	G76
	E43 普通山林	G68	E48 〇〇	G69 241,140	G70	/ G71								
	E44	E45	E49 13番2	G72 3,617,100	G77	G78								
G79 7	G80 21 E50	家屋等	E54 埼玉県 E55 春日部市	C13 120.00	C14 1.0		G86 1	G87 3,874,960					G88	G89
	E51 自家用屋 (鉄2・居宅)	G81	E56 〇〇〇三丁目	G82 3,874,960	G83	/ G84								
	E52	E53	E57 5番16	G85 3,874,960	G90	G91								
G92 8	G93 21 E58	家屋等	E62 埼玉県 E63 春日部市	C15 93.00	C16 0.7		G99 1	G100 2,372,489					G101	G102
	E59 貸家 (鉄2・店舗)	G94	E64 〇〇〇三丁目	G95 3,389,270	G96	/ G97								
	E60	E61	E65 5番17	G98 2,372,489	G103	G104								

「特例」欄は、取得した財産について、次ページの「特例番号表」に記載されている特例を適用する場合に、適用する特例に応じて、該当する番号を記入してください。

取得した財産が区分所有財産である場合は、「備考」欄にその区分所有財産に係る敷地利用権（敷地権）の割合を記入してください。

(令和6年1月分以降用) (R8.7)

「財産を取得した人の番号」欄は、財産を取得した人に対応する第11表（53ページ参照）の「1 遺産の分割状況及び財産取得者の一覧」の「項番」欄の番号を記入してください。

相続税の申告書 第11表の付表1
相続税がかかる財産の明細書
(土地・家屋等用)

様式ID NTAOKSE161010010



被相続人の氏名 E01 国税 太郎

この明細書は、相続税がかかる財産（相続時精算課税適用財産を除きます。）のうち、土地（土地の上に存する権利を含みます。）又は家屋等の明細を記入します。

財 産 の 明 細										分割が確定した財産						
項番	細目コード		細目	所在場所			面積 (㎡)		単価 (円) 又は倍数		財産を取得した人の番号	取得財産の価額 (円)				
	利用区分			上段：(左) 都道府県、(右) 市区町村 中段：大字・丁目 下段：地番又は家屋番号			固定資産税評価額 (円)	持分割合								
	特例		備考		価額 (円)											
G01 9	G02	21	E02 家屋等	E06	東京都	E07	文京区	C01	184.50	C02	0.7	G08	1	G09	5,983,601	
	E03		貸家 (鉄コ3・店舗)	G03	〇〇一丁目			G04	8,548,002	G05	/	G06		G10	G11	
	E04			E09	3番5			G07	5,983,601		G12		G13			
G14 10	G15	21	E10 家屋等	E14	埼玉県	E15	春日部市	C03	72.50	C04	0.9744	G21	3	G22	10,328,640	
	E11		貸家 (鉄コ10・居宅)	G16	〇〇一丁目			G17	10,600,000	G18	/	G19				
	E12			E17	1番の101			G20	10,328,640							

「居住用の区分所有財産」(15ページ参照)については、区分所有補正率を掛けした値を記入してください。

《取得した財産の細目等の記載要領》

種類	細 目	細 目 コ ー ド	利 用 区 分
土地	田	11	自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別
	畑	12	
	宅 地	13	自用地（事業用、居住用、その他）、貸宅地、貸家建付地、借地権（事業用、居住用、その他）、配偶者居住権に基づく敷地利用権 ^(注1) （事業用、居住用、その他）、配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地（事業用、居住用、貸付用、その他）などの別
	山 林	14	普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）
	その他の土地	15	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨）
家 屋 等		21	家屋については自用家屋、貸家、配偶者居住権の目的となっている建物（自用、貸付用）の別、その構造と用途、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別、配偶者居住権 ^(注2) などの家屋の上に存する権利についてはその名称

(注) 1 「配偶者居住権に基づく敷地利用権」の価額を第15表へ転記する際には、第15表の③欄のほか、⑦欄へも転記してください。

2 「配偶者居住権」の価額を第15表へ転記する際には、第15表の⑩欄のほか、⑪欄へも転記してください。

《特例番号表》

番 号	特 例
1	租税特別措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）
2	租税特別措置法第69条の5（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）
3	租税特別措置法第69条の6（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例）
4	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第6条（相続税又は贈与税の計算）
5	租税特別措置法第70条の5（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）
6	租税特別措置法第70条の6の9（個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）
7	租税特別措置法第70条の7の3（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）
8	租税特別措置法第70条の7の7（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）

各欄の記入に当たっては、次ページの「取得した財産の細目等の記載要領」によります。

「国外」欄は、取得した有価証券の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。
 なお、取得した有価証券のうち、国内にある金融商品取引業者等の営業所等に設けられた口座において管理されていたものについては、この欄の記入は必要ありません。

相続税の申告書 第11表の付表2
 相続税がかかる財産の明細書
 (有価証券用)

様式ID NTAOKSE162010010



被相続人の氏名 E01 国税 太郎

この明細書は、相続税がかかる財産（相続時精算課税適用財産を除きます。）のうち、有価証券の明細を記入します。																	
財		産の明細						分割が確定した財産									
項番	細目コード	細目		所在場所等		数量(株・口・円)	為替(円)	財産を取得した人の番号		取得財産の価額(円)							
	銘柄	国外	上段：金融商品取引業者等コード・名称 中段：支店等コード・名称 下段：その他（発行人の所在地等）		単価												
	特例	備考				価額(円)											
G01	1	G02	46	E02	特定同族会社の株式 (配当還元方式)	G04	E06	C01	1,000	C02	G07	1	G08	50,000			
		E03	(株)〇〇	G03		G05	E07	E09	50円		G09		G10				
		E04		E05		E08	春日部市〇〇3丁目×番×号	G06	50,000		G11		G12				
G13	2	G14	47	E10	特定同族会社の株式 (その他の方式)	G16	E14	C03	5,000	C04	G19	1	G20	69,000,000			
		E11	〇〇商事(株)	G15		G17	E15	E17	13,800円		G21		G22				
		E12		E13		E16	文京区〇〇1丁目3番5号	G18	69,000,000		G23		G24				
G26	3	G26	48	E18	上記以外の株式	G28	6	E22	△△証券	C05	10,000	C06	G31	1	G32	7,830,000	
		E19	〇〇建設(株)	G27		G29	2	E23	春日部支店	E25	783円		G33		G34		
		E20		E21		E24		G30	7,830,000		G35		G36				
G37	4	G38	48	E26	上記以外の株式	G40	6	E30	△△証券	C07	5,000	C08	G43	2	G44	3,595,000	
		E27	〇〇石油(株)	G39		G41	2	E31	春日部支店	E33	719円		G45		G46		
		E28		E29		E32		G42	3,595,000		G47		G48				
G49	5	G50	48	E34	上記以外の株式	G52	6	E38	△△証券	C09	10,000	C10	G55	2	G56	5,560,000	
		E35	〇〇電鉄(株)	G51		G53	2	E39	春日部支店	E41	556円		G57		G58		
		E36		E37		E40		G54	5,560,000		G59		G60				
G61	6	G62	48	E42	上記以外の株式	G64	6	E46	△△証券	C11	1,000	C12	150.00	G67	3	G68	14,100,000
		E43	〇〇Company Inc.	G63		G65	2	E47	春日部支店	E49	\$ 94		G69		G70		
		E44		E45		E48		G66	14,100,000		G71		G72				
G73	7	G74	44	E50	公債	G76	6	E54	△△証券	C13		C14	G79	3	G80	3,158,700	
		E51	10年利付国債 第×××回	G75		G77	2	E58	春日部支店	E57			G81		G82		
		E52		E53		E56		G78	3,158,700		G83		G84				
G85	8	G86	44	E58	社債	G88	6	E62	△△証券	C15		C16	G91	3	G92	3,432,000	
		E59	一般事業債〇〇 第×回第×号	G87		G89	2	E63	春日部支店	E65			G93		G94		
		E60		E61		E64		G90	3,432,000		G95		G96				

「特例」欄は、取得した財産について、前ページの「特例番号表」に記載されている特例を適用する場合に、適用する特例に応じて、該当する番号を記入してください。

上段（金融商品取引業者等）及び中段（支店等）の左欄には、それぞれコードを記載します。コード表は、次ページを参照してください。

令和6年1月分以降用 (R8.7)

相続税の申告書 第11表の付表2
相続税がかかる財産の明細書
(有価証券用)

様式ID NTAOKSE162010010



被相続人の氏名 E01 国税 太郎

この明細書は、相続税がかかる財産（相続時精算課税適用財産を除きます。）のうち、有価証券の明細を記入します。

財 産 の 明 細										分割が確定した財産								
項番	細目コード		細目		所在場所等			数量(株・口・円)		為替(円)		財産を取得した人の番号		取得財産の価額(円)				
	銘柄		国外		上段：金融商品取引業者等コード・名称 中段：支店等コード・名称 下段：その他（発行法人の所在地等）			単価										
	特例		備考					価額(円)										
G01 9	G02	E02	45	E02	証券投資信託の受益証券	G04	E06	6	E06	△△証券	C01	200	C02		G07	3	G08	1,662,000
	E03		〇〇投資 〇〇ファンド	G03		G05	E07	2	E07	春日部支店	E09	8,310円		G09		G10		
	E04			E05		E08			E08		G06	1,662,000		G11		G12		
G13 10	G14	E10	45	E10	貸付信託の受益証券	G16	E14	1	E14	〇〇信託銀行	C03		C04		G19	2	G20	5,240,700
	E11		〇〇信託銀行 貸付信託〇号〇回	G15		G17	E15	2	E15	△△支店	E17			G21		G22		
	E12			E13		E16			E16		G18	5,240,700		G23		G24		
G29			E30		G28			E29		C05		C06		G31		G32		

《取得した財産の細目等の記載要領》

種 類	細 目		細 目 コード	銘 柄
有 価 証 券	特定同族会社 ^(注) の株式、出資	配当還元方式によったもの	46	その 銘 柄
		その他の方式によったもの	47	
	上記以外の株式、出資		48	
	公債、社債		44	
	証券投資信託、貸付信託の受益証券		45	

(注) 「特定同族会社」とは、相続や遺贈によって財産を取得した人及びその親族その他の特別関係者（相続税法施行令第31条第1項に掲げる者をいいます。）の有する株式の数又は出資の金額が、その会社の発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を占めている非上場会社をいいます。

《「所在場所等」に記載するコード》

《金融商品取引業者等コード》

コード	区分	コード	区分
1	銀行	4	農協
2	金庫	6	証券
3	組合	7	上記以外

《支店等コード》

コード	区分	コード	区分
1	本店	4	支所
2	支店	5	出張所
3	本所	6	上記以外

「口座種別等コード」欄の記入に当たっては、次ページの「取得した財産の口座種別等の記載要領」によります。

「国外」欄は、取得した預貯金等の預入れをしていた営業所又は事業所の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。

相続税の申告書 第11表の付表3
相続税がかかる財産の明細書
(現金・預貯金等用)

様式ID NTAOKSE163010010



被相続人の氏名 E01 国税 太郎

この明細書は、相続税がかかる財産（相続時精算課税適用財産を除きます。）のうち、現金又は預貯金等の明細を記入します。

財 産 の 明 細										分割が確定した財産						
項番	口座種別等 コード	口座種別等		所在場所等		数量	単価 (円)		財産を取得 した人の番号	取得財産の価額 (円)						
		口座番号	国外	備考	上段：金融機関等コード・名称 中段：支店等コード・名称 下段：その他 (所在地等)		価額 (円)									
G01 1	G02	11	E02	現金	G04	E05	E08	C01	G07	1	G08	450,000				
	E03		G03		G05	E06			G09		G10					
	E04				E07	春日部市〇〇〇3丁目5番16号		G06	450,000		G11	G12				
G13 2	G14	12	E09	普通預金	G16	1	E12	〇〇銀行	E15		C02	G19	1	G20	2,344,900	
	E10	1234567	G15		G17	2	E13	〇〇支店				G21		G22		
	E11				E14				G18	2,344,900		G23		G24		
G25 3	G26	14	E16	定期預金	G28	1	E19	〇〇銀行	E22		C03	G31	2	G32	38,113,910	
	E17	2345678	G27		G29	2	E20	〇〇支店				G33		G34		
	E18				E21				G30	38,113,910		G35		G36		
G37 4	G38	14	E23	定期預金	G40	1	E26	〇〇銀行	E29		C04	G43	1	G44	21,609,700	
	E24	3456789	G39		G41	2	E27	〇〇支店				G45		G46		
	E25				E28				G42	21,609,700		G47		G48		
G49 5	G50	12	E30	普通預金	G52	1	E33	××銀行	E36		C05	G55	2	G56	3,676,701	
	E31	4567890	G51		G53	2	E34	××支店				G57		G58		
	E32				E35				G54	3,676,701		G59		G60		
G61 6	G62	14	E37	定期預金	G64	1	E40	××銀行	E43		C06	G67	3	G68	28,577,432	
	E38	5678901	G63		G65	2	E41	××支店				G69		G70		
	E39				E42				G66	28,577,432		G71		G72		
G73 7	G74	12	E44	普通預金	G76	1	E47	△△銀行	E50		C07	G79	3	G80	2,500,000	
	E45	6789012	G75		G77	2	E48	△△支店				G81		G82		
	E46	税務幸子 名義			E49				G78	2,500,000		G83		G84		
G85 8	G86	12	E51	普通預金	G88	1	E54	Bank of 〇〇	E57	\$ 14,560	C08	150.00	G91	1	G92	2,184,000
	E52	7890123	G87	1	G89	2	E55	×× Branch				G93		G94		
	E53				E56				G90	2,184,000		G95		G96		

家族名義の財産（3ページ参照）を記入する場合は、「備考」欄にその財産の名義を記入します。

上段（金融機関等）・中段（支店等）の左欄には、それぞれコードを記載します。コード表は、次ページを参照してください。

(令和6年1月分以降用) (R8.7)

《取得した財産の口座種別等の記載要領》

種類・細目	口座種別等コード	口座種別等
現金・預貯金等	11	現金
	12	普通預金
	13	当座預金
	14	定期預金
	15	通常貯金
	16	定額貯金
	17	定期積金
	18	金銭信託
	99	(※)

(※) 口座種別等コードの11から18以外の口座種別等を記入する場合は、口座種別等コード欄に「99」と記入の上、口座種別等に具体的な種別を記入してください。

《「所在場所等」に記載するコード》

《金融機関等コード》

コード	区分	コード	区分
1	銀行	4	農協
2	金庫	5	漁協
3	組合	6	上記以外

《支店等コード》

コード	区分	コード	区分
1	本店	4	支所
2	支店	5	出張所
3	本所	6	上記以外

Q&A 1つの財産を4人以上で共有して取得する場合の記入方法は？

問： 相続財産の土地を相続人4人でそれぞれ4分の1の割合で共有で取得しました。この場合、申告書第11表の付表1の各欄はどのように記入しますか。

答： 1つの財産を4人以上で共有で取得した場合は、次のように記入してください。
 ※ 2行目以降の「項番」、「財産を取得した人の番号」及び「取得財産の価額」欄以外の欄の記入は必要ありません。

(記入例)

財 産 の 明 細											分割が確定した財産							
項番	細目コード		細目		所在場所			面積 (㎡)		単価 (円) 又は倍数		財産を取得した人の番号		取得財産の価額 (円)				
	利用区分		国外		上段：(左) 都道府県、(右) 市区町村 中段：大字・丁目 下段：地番又は家屋番号			固定資産税評価価額 (円)		持分割合								
	特例		備考					価額 (円)										
G01	1	G02	E02	宅地	E06	〇〇県	E07	△△市××区	C01	123.45	C02	100,000	G08	1	G09	3,086,250		
		E03		自用地 (居住用)	G03		E08	□□一丁目	G04		G05	/	G06		G10	2	G11	3,086,250
		E04	E05		E09		E15	2番33	G07		G12	12,345,000	G13	3	G14	3,086,250		
G14	1	G15	E10		E14		E15	C03		C04		G21	4	G22	3,086,250			
		E11			G16	E16		E17	G17		G18	/	G19		G23		G24	
		E12	E13		E17				G20		G25		G26					
		E99			E99			C95		C96		G34		G35				

各欄の記入に当たっては、次ページの「取得した財産の細目等の記載要領」によります。

「国外」欄は、取得した財産の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。

相続税の申告書 第11表の付表4

相続税がかかる財産の明細書
(事業(農業)用財産・家庭用財産・その他の財産用)

様式ID NTA0KSE164010010



被相続人の氏名 E01 国税 太郎

この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、事業(農業)用財産、家庭用財産又はその他の財産の明細を記入します。

財		産		の		明		細		分割が確定した財産					
項目コード	細目	財産の名称等		数量	倍数	財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)								
項番	特例	国外	財産の所在場所等	単価(円)	価額(円)										
	備考														
G01	1	G02	61	E02	家庭用財産	E05	家具等一式	E07		C01	G05	1	G06	2,500,000	
		E03		G03		E06	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	C02			G07		G08		
		E04				G04	2,500,000				G09		G10		
G11	2	G12	71	E08	生命保険金等	E11		E13		C03	G15	2	G16	35,750,657	
		E09		G13		E12		C04			G17		G18		
		E10				G14	35,750,657				G19		G20		
G21	3	G22	71	E14	生命保険金等	E17		E19		C05	G25	3	G26	24,646,951	
		E15		G23		E18		C06			G27		G28		
		E16				G24	24,646,951				G29		G30		
G31	4	G32	74	E20	退職手当金等	E23		E25		C07	G35	1	G36	30,000,000	
		E21		G33		E24		C08			G37		G38		
		E22				G34	30,000,000				G39		G40		
G41	5	G42	72	E26	立木	E29	ひのき 65年生	E31	3 ha	C09	0.85	G45	2	G46	2,578,050
		E27		G43		E30	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇13番2	C10	1,011,000		G47		G48		
		E28				G44	2,578,050				G49		G50		
G51	6	G52	73	E32	その他	E35	ゴルフ会員権 (〇〇カントリークラブ)	E37		C11		G55	2	G56	24,500,000
		E33		G53		E36	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	C12			G57		G58		
		E34				G54	24,500,000				G59		G60		
G61	7	G62	73	E38	その他	E41	未収家賃(〇〇商事株)	E43		C13		G65	1	G66	538,350
		E39		G63		E42	文京区〇〇1丁目3番5号	C14			G67		G68		
		E40				G64	538,350				G69		G70		
G71	8	G72	73	E44	その他	E47	絵画(〇〇作××)	E49		C15		G75	1	G76	7,212,350
		E45		G73		E48	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	C16			G77		G78		
		E46				G74	7,212,350				G79		G80		

「特例」欄は、取得した財産について、55ページの「特例番号表」に記載されている特例を適用する場合に、適用する特例に応じて、該当する番号を記入してください。

相続人及び包括受遺者の取得した立木については、時価の85%相当額で評価することとなっていますので、この欄に「0.85」と記入します。なお、「特定計画山林の特例」の適用を受ける場合には、時価の85%相当額で評価した価額を第11・11の2表の付表4の1の①に記入します。

《取得した財産の細目等の記載要領》

種 類	細 目	細 目 コ ー ド	財 産 の 名 称 等
事 業 (農業) 用 財 産	機械、器具、農機具、 その他の減価償却資産	31	機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業権についてはその事業の種目と商号など
	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	32	商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。
	売 掛 金	33	
	そ の 他 の 事 業 (農業) 用 財 産	34	電話加入権、受取手形、その他その財産の名称
家 庭 用 財 産		61	その名称と銘柄
そ の 他 の 財 産 (利益)	生 命 保 険 金 等	71	
	退 職 手 当 金 等	74	
	立 木	72	その樹種と樹齢（保安林であるときは、その旨）
	代 償 財 産	75	
	金 地 金	76	その名称
	生命保険（共済） 契約に関する権利	77	その保険の契約に係る保険会社等の名称
	損害保険（共済） 契約に関する権利	78	その保険の契約に係る保険会社等の名称
	暗 号 資 産	79	その名称
	同族法人に対する 貸付金、預け金等	80	その同族法人の名称
	同族法人以外に対す る貸付金、預け金等	81	その債務者の名称
	配 当 期 待 権	82	配当期待権の基となる株式等の銘柄
	そ の 他	73	1 事業に関係のない自動車、特許権、著作権、貸付金、未収配当金、未収家賃、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産（生命保険金等及び退職手当金等を除きます。）については、その財産（利益）の内容 4 教育資金管理残額、結婚・子育てで資金管理残額 ^(注) の別

(注) 「教育資金管理残額」とは、租税特別措置法第70条の2の2第12項第1号（(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)）（5ページの(3)参照）に規定する管理残額をいい、「結婚・子育て資金管理残額」とは、同法第70条の2の3第12項第2号（(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)）（6ページの(4)参照）に規定する管理残額をいいます。

Q&A 代償財産がある場合の記入方法は？

問： 私（国税一郎）は、母（国税花子）から代償財産として現金500万円を受け取りました。
この場合、代償財産は、申告書第11表の付表1～4のいずれに記入しますか。

答： 代償財産は、申告書第11表の付表4に記入します。

（書き方）

- ・ 「細目」欄には「代償財産」と記入します。
- ・ 「財産の名称等」欄にはその財産の名称等を記入します。
- ・ 「価額」欄には「0」と記入します。
- ・ 「取得財産の価額」欄には、代償財産を支払う方については、支払う金額を負数で記入し、代償財産を受け取る方については、受け取る金額を正数で記入してください。

（記入例）

この明細書は、相続税がかかる財産（相続時精算課税適用財産を除きます。）のうち、事業（農業）用財産、家庭用財産又はその他の財産の明細を記入します。													
財 産 の 明 細							分割が確定した財産						
項番	細目コード		細目	財産の名称等	数量	倍数	財産を取得した人の番号	取得財産の価額（円）					
	特例	国外			単価（円）								
	備考		財産の所在場所等	価額（円）									
G01	1	G02	75	E02	代償財産	E05	現金	E07	C01	G05	1	G06	△5,000,000
		E03		G03				C02	G07	2	G08	5,000,000	
		E04		E06				G04	0	G09		G10	

被相続人である特定贈与者が死亡した年分については、110万円（※）と記入してください。

（※）同一年中に、2人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合には、110万円をそれぞれの特定贈与者の贈与税の課税価格であん分した金額となります。

形式ID NTAOKSE111010040



相続税の申告書 第11の2表

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人 E01 国税 太郎

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に贈与を受けた人ごとに記入します。

贈与を受けた人の氏名		被相続人から初めて相続時精算課税に係る贈与を受けた年分 (相続時精算課税選択届出書の提出した年分)		相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名	
E02	国税 一郎	E60	令和4	年分 E61	春日部 署

番号	① 贈与を受けた年分		② 贈与税の申告書を出した 税務署名	③ ①の年分に被相続人から 相続時精算課税に係る 贈与を受けた財産の 価額の合計額 (円)	④ ③から控除する相 続時精算課税に係 る基礎控除額 (円)	⑤ 相続時精算課税適 用財産の価額 (円) (③-④) (赤字のときは0)	⑥ ⑤の財産に係る贈与税 額 (円) (贈与税の外国 税額控除前の金額)	⑦ ⑥のうち贈与税額に 係る外国税額控除額 (円)							
	(例) 令和元年分	年分													
1	E03	令和4	E04	春日部 署	G01	23,226,035	G46	0	G47	23,226,035	G02		G03		
2	E06	令和6	E07	春日部 署	G04	2,500,000	G48	1,100,000	G49	1,400,000	G05		G06		
3	E09		E10	春日部 署	G07		G50		G51		G08		G09		
4	E12		E13	春日部 署	G10		G52		G53		G11		G12		
5	E15		E16	春日部 署	G13		G54		G55				G15		
6	E18		E19	春日部 署	G16		G56		G57				G18		
合 計										G58	24,626,035	G59		G60	

利子税、延滞税及び加算税の額は含まれません。

「2 相続時精算課税適用財産（1の③）の明細」欄に記載した財産について、贈与税の外国税額控除の適用を受けている場合に記入します。

(注) 1 租税特別措置法第70条の6の9（（個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）、第70条の7の3（（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）又は第70条の7の7（（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）の規定の適用により相続又は遺贈により取得したものとみなされる財産は、その財産の種類に応じて第11表の付表1、付表2又は付表4に記入します（この表には記入しません。）。）
2 ③欄の金額は、下記2の②の「価額」欄の金額に基づき記入します。
3 ④欄は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「相続時精算課税に係る基礎控除額」欄の金額を記入します。なお、「① 贈与を受けた年分」欄が令和5年分以前の場合には、「0」と記入します。
4 ⑤欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の⑩欄にそれぞれ転記します。
5 ⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額⑦」欄に転記します。

2 相続時精算課税適用財産（1の③）の明細

（上記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。）

番号	① 贈与年月日				② 相続時精算課税適用財産の明細															
	元号	年	月	日	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	(単位)	価額 (円)									
G34	1	N01	5	4	5	13	E25	有価証券	E26	特定目的会社の株式 (その他の方式)	E27	〇〇商事(株)	E28	文京区〇〇 1丁目3番5号	C01	2,000	E29	株	G35	13,224,000
G36	1	N02	5	4	5	13	E31	現金預貯金	E32		E33	定期預金	E34	〇〇銀行△△支店	C02		E35		G37	10,002,035
G38	2	N03	5	6	8	26	E37	現金預貯金	E38		E39	現金	E40	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号	C03		E41		G39	2,500,000
G40		N04					E43		E44		E45		E46		C04		E47		G41	
G42		N05					E49		E50		E51		E52		C05		E53		G43	
G44		N06					E55		E56		E57		E58		C06		E59		G45	

(注) 1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。なお、被相続人である特定贈与者が贈与をした年分に死亡し贈与税の申告が不要である場合は、「相続税の申告のしかた」の記載例を参照してください。
2 ②の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の⑩欄の金額と⑪欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の⑩欄の金額の合計額を、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の⑩欄の金額を記入します。また、租税特別措置法第70条の3の3（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）の承認を受けている場合には、その承認に係る財産の価額から同条の規定による災害により被害を受けた部分に対応する金額を控除した金額を記入します。

(令和6年1月分以降用) (R8.7)

被相続人である特定贈与者が贈与をした年分に死亡し贈与税の申告が不要である場合は、その年に被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税適用財産の明細を「2 相続時精算課税適用財産（1の③）の明細」欄に記載します。ただし、その年に贈与により取得した相続時精算課税適用財産の価額が相続時精算課税に係る基礎控除額以下の場合には、この表に記入する必要はありません。

特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意が必要です。特例の適用を受けない人の氏名も必ず記入してください。

様式ID NTAOKSE112010030



相続税の申告書 第11・11の2表の付表1

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

被相続人 E01 国税 太郎

この表は、小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうち、「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等その他一定の財産がある場合には、第11・11の2表の付表2を、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表2の2を作成します（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を作成する場合には、この表の「1 特例の適用にあたっての同意」欄の記入を要しません。）。

（注） この表の1又は2の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1（続）を使用します。

1 特例の適用にあたっての同意

この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。

私（私たちは、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。

氏名	E02 国税 花子	E03 国税 一郎	E04 税務 幸子
	E05	E06	E07

（注）小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。

2 小規模宅地等の明細

この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。

「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。
 小規模宅地等の種類：1 特定居住用宅地等、2 特定事業用宅地等、3 特定同族会社事業用宅地等、4 貸付事業用宅地等

選択した小規模宅地等	小規模宅地等の種類（1～4の番号を記入します。）	取得者の氏名		事業内容	⑤ ③のうち小規模宅地等（「限度面積要件」を満たす宅地等）の面積（㎡）
		①	②		
選択した小規模宅地等	1	①	E08 国税 花子	E09	⑤ C02 82.5
		②	E10	春日部市〇〇〇三丁目5番16	⑥ G03 32,175,000
		③	E01	82.5	⑦ G01 25,740,000
		④	E02	32,175,000	⑧ G05 6,435,000
	1	①	E11 国税 一郎	E12	⑤ C01 82.5
		②	E13	春日部市〇〇〇三丁目5番16	⑥ G08 32,175,000
		③	E03	82.5	⑦ G09 25,740,000
		④	E04	32,175,000	⑧ G10 6,435,000
	4	①	E14 国税 花子	E15 貸家	⑤ C06 100
		②	E16	春日部市〇〇〇三丁目5番17	⑥ G13 30,810,000
		③	E05	150	⑦ G14 15,405,000
		④	E12	46,215,000	⑧ C15 30,810,000

（注） 1 ①欄の「事業内容」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等（小規模宅地等の種類が2、3又は4）である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。
 2 小規模宅地等を選択する一宅地等が共有である場合又は一宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「賃貸割合」が1でないときは、第11・11の2表の付表1（別表1）を作成します。
 3 小規模宅地等を選択する宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、第11・11の2表の付表1（別表1の2）を作成します。
 4 ⑧欄の金額を第11表の付表1の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

○ 「限度面積要件」の判定

上記「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。

「⑨減額割合」を乗じて計算します。

小規模宅地等の区分		被相続人等の居住用宅地等		被相続人等の事業用宅地等			
小規模宅地等の種類		1 特定居住用宅地等	2 特定事業用宅地等	3 特定同族会社事業用宅地等	4 貸付事業用宅地等		
⑨ 減額割合		80 100	80 100	80 100	50 100		
⑩ ⑤の小規模宅地等の面積の合計（㎡）		C07 165	C08	C09	C10 100		
⑪ 限度面積	イ	[1の⑩の面積]		[2の⑩及び3の⑩の面積の合計]			
	ロ	[1の⑩の面積]		[2の⑩及び3の⑩の面積の合計]		[4の⑩の面積]	
小規模宅地等のうち、4 貸付事業用宅地等がない場合		C11	㎡ ≤ 330㎡	C12	㎡ ≤ 400㎡		
小規模宅地等のうち、4 貸付事業用宅地等がある場合		C13 165	㎡ × $\frac{200}{330} +$	C14	㎡ × $\frac{200}{400} +$	C15 100	㎡ ≤ 200㎡

（注） 限度面積は、小規模宅地等の種類（「4 貸付事業用宅地等」の選択の有無）に応じて、⑪欄（イ又はロ）により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。

（令和6年1月分以降用）（R8.7）



相続税の申告書 第11・11の2表の付表1 (続)

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書 (続)

被相続人 E01

1 特例の適用にあたっての同意

この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。

私(私たち)は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部(「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等)の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。

氏名	E02	E03	E04
	E05	E06	E07

(注) 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。

2 小規模宅地等の明細

この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。

「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。
 小規模宅地等の種類：1 特定居住用宅地等、2 特定事業用宅地等、3 特定同族会社事業用宅地等、4 貸付事業用宅地等

選択した小規模宅地等	小規模宅地等の種類(1～4の番号を記入します。)	① 特例の適用を受ける取得者の氏名	事業内容	⑤ ③のうち小規模宅地等(「限度面積要件」を満たす宅地等)の面積(m ²)	
		② 所在地番		⑥ ④のうち小規模宅地等(④× $\frac{⑤}{③}$)の価額(円)	
		③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積(m ²)		⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額(円)(⑥×⑨)	
		④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額(円)		⑧ 課税価格に算入する価額(円)(④-⑦)	
	G01	取得者の氏名		事業内容	⑤ C02
		① E08	E09		
		② E10			⑥ G03
		③ C01			⑦ G04
	G06	取得者の氏名		事業内容	⑤ C04
		① E11	E12		
		② E13			⑥ G08
		③ C03			⑦ G09
	G11	取得者の氏名		事業内容	⑤ C06
		① E14	E15		
		② E16			⑥ G13
		③ C05			⑦ G14
	G16	取得者の氏名		事業内容	⑤ C08
		① E17	E18		
		② E19			⑥ G18
		③ C07			⑦ G19
G21	取得者の氏名		事業内容	⑤ C10	
	① E20	E21			
	② E22			⑥ G23	
	③ C09			⑦ G24	
	取得者の氏名		事業内容	⑤ C10	
	① E20	E21			
	② E22			⑥ G23	
	③ C09			⑦ G24	

(注) 1 ①欄の「事業内容」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等(小規模宅地等の種類が2、3又は4)である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。
 2 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「賃貸割合」が1でないときには、第11・11の2表の付表1(別表1)を作成します。
 3 小規模宅地等を選択する宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、第11・11の2表の付表1(別表1の2)を作成します。
 4 ⑧欄の金額を第11表の付表1の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

「相続開始の直前における宅地等の利用区分」については、16ページを参照してください。

様式ID NTAOKSE114010030



相続税の申告書 第11・11の2表の付表1 (別表1)
小規模宅地等についての課税価格の計算明細書 (別表1)

被相続人		E01	国税 太郎					
この計算明細書は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等(注1)が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します(注2)。 1 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合 2 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合 (注) 1 一の宅地等とは、一種の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。 2 一の宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、この計算明細書によらず、第11・11の2表の付表1(別表1の2)を使用してください。								
1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額 一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。 (1) 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。 (2) 上記2に該当する場合には、⑥欄については、⑤欄の面積を基に自用地として評価した金額を記入してください。								
宅地等の所在地	E02	春日部市〇〇〇三丁目5番16		①宅地等の面積(㎡)	C01	165		
相続開始の直前における宅地等の利用区分			面積(㎡)		評価額(円)			
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等(B、C及びDに該当するものを除きます。)	②	C02	⑧	G01			
B	①のうち特定同族会社の事業(貸付事業を除きます。)の用に供されていた宅地等	③	C03	⑨	G02			
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等(相続開始の時に継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地)	④	C04	⑩	G03			
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等(Cに該当する部分以外の部分の敷地)	⑤	C05	⑪	G04			
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥	C06	165	⑫	G05	64,350,000	
F	①のうちAからEまでの宅地等に該当しない宅地等	⑦	C07	⑬	G06			
2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額 上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。 (1) 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。 (2) 「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を用いてあわせて計算した「面積」及び「評価額」を記入します。 (3) 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なお、Bの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2 小規模宅地等の特例」の「④取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の評価額」欄に転記します。 (4) 「3 特例の対象とならない宅地等(1-2)」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表の付表1に転記します。								
宅地等の取得者氏名	E03	国税 花子		⑭持分割合	G07	1	G08	2
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等(1-2)				
面積(㎡)		面積(㎡)		面積(㎡)		面積(㎡)		
評価額(円)		評価額(円)		評価額(円)		評価額(円)		
A	②×④	③×④	C09	G10	C10	G11		
B	③×④	⑨×④	C12	G13	C14	G15		
C	④×④	⑩×④	C16	G17	C17	G18		
D	⑤×④	⑪×④			C19	G20		
E	⑥×④	⑫×④	C21	82.5	G22	32,175,000	C22	G23
F	⑦×④	⑬×④					C24	G25
宅地等の取得者氏名	E04	国税 一郎		⑮持分割合	G26	1	G27	2
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等(1-2)				
面積(㎡)		面積(㎡)		面積(㎡)		面積(㎡)		
評価額(円)		評価額(円)		評価額(円)		評価額(円)		
A	②×④	③×④	C26	G29	C27	G30		
B	③×④	⑨×④	C29	G32	C31	G34		
C	④×④	⑩×④	C33	G36	C34	G37		
D	⑤×④	⑪×④			C36	G39		
E	⑥×④	⑫×④	C38	82.5	G41	32,175,000	C39	G42
F	⑦×④	⑬×④					C41	G44

(令和6年1月分以降適用) (R6.7)

「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」を64ページの③欄及び④欄に記入します。

この表は、財産を取得した人のうちに農地等についての相続税の納税猶予及び免除等の適用を受ける者（農業相続人）がいる場合に記入します。

農地等が所在する区域により農地等を区分し、区分ごとに田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等、営農困難時貸付農地等、特定貸付農地等、貸付都市農地等の順で記入してください。

農業相続人が2人以上いる場合には、農業相続人ごとにこの表を作成します。

様式ID NTAOKSE120010010



相続税の申告書 第12表

農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書

この表は、農業相続人に該当する人が各人ごとに特例農地等の明細を作成します。									
特例農地等の明細									
都市営農農地等、生産緑地地区内農地等、市街化区域内農地等、その他の農地等の別	田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等、営農困難時貸付農地等、特定貸付農地等の別	地上権、永小作権、使用貸借による借権（耕作権）の別	所在場所	面積（㎡）	農業投資価格		通常価額（円） （第11表の付表1の価額）		
					単価（円） （1,000㎡当たり）	価額（円）			
G01	G02	G03	E03	C01	G04	G05	G06		
G07	G08	G09	E04	C02	G10	G11	G12		
G13	G14	G15	E05	C03	G16	G17	G18		
G19	G20	G21	E06	C04	G22	G23	G24		
G25	G26	G27	E07	C05	G28	G29	G30		
G31	G32	G33	E08	C06	G34	G35	G36		
G37				C07	G40	G41	G42		
G43				C08	G46	G47	G48		
G49				C09	G52	G53	G54		
G55	G56	G57	E12	C10	G58	G59	G60		
G61	G62	G63	E13	C11	G64	G65	G66		
G67	G68	G69	E14	C12	G70	G71	G72		
G73	G74	G75	E15	C13	G76	G77	G78		
G79	G80	G81	E16	C14	G82	G83	G84		
G85	G86	G87	E17	C15	G88	G89	G90		
合計				C16			B G91		A G92
農業投資価格により計算した取得財産の価額 （単位：円）									
① 特例農地等の通常価額 （上記Aの金額）		② 特例農地等の農業投資価格による価額 （上記Bの金額）		③ 農業投資価格超過額 （①－②）		④ 通常価額により計算した取得財産の価額 （その農業相続人の第11表③＋第11の2表③）		⑤ 農業投資価格により計算した取得財産の価額 （④－③）	
G93		G94		G95		G96		G97	

他人から借り受けて農業の用に供している農地等について、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（耕作権）の別を記入します。

(注) 1 「生産緑地地区内農地等」とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内に所在する農地又は採草放牧地で都市営農農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。
 2 「市街化区域内農地等」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で都市営農農地等及び生産緑地地区内農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。
 3 「その他の農地等」とは、都市営農農地等、生産緑地地区内農地等及び市街化区域内農地等のいずれにも該当しない農地又は採草放牧地をいいます。
 4 「特例農地等の明細」欄の「農業投資価格」の「価額」欄及び「通常価額」欄には、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等、営農困難時貸付農地等、特定貸付農地等、貸付都市農地等の別に計を付して、その合計の金額（A及びB）を第15表のその農業相続人の⑧及び⑨欄に転記します。
 5 ⑤欄の金額を第3表のその農業相続人の⑩欄に転記します。
 6 ③欄の金額を第3表のその農業相続人の⑪欄に転記します。

「種類」欄及び「細目」欄は次の事項を記入します。

種類	細目
公租公課	所得税及び復興特別所得税、市町村民税、固定資産税などの税目とその年度
銀行借入金	当座借越、証書借入れ、手形借入れ
未払金	未払金の発生原因
買掛金	記入の必要はありません。
その他	債務の内容

様式ID NTAOKSE130010020



相続税の申告書 第13表

債務及び葬式費用の明細書

被相続人 E01 国税 太郎

1 債務の明細 (この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。なお、特別寄与者に対し相続人が支払う特別寄与料についても、これに準じて記入します。)

公租公課については、税務署名や市町村名などを「氏名又は名称」欄に記入し、「住所又は所在地」欄の記入は省略しても差し支えありません。

記入する項目が多く、第13表が2枚以上となる場合は、金額の合計は1枚目のみに記入してください。

債務の明細										負担することが確定した債務		
種類	細目	債権者		発生年月日			金額(円)	負担する人の氏名	負担する金額(円)			
		氏名又は名称	住所又は所在地	元号	年	月				日		
E02	公租公課	E03 8年度分固定資産税	E04 春日部市役所	E05		N01 5	8	1	1	G01 345,900	E06 国税 一郎	G02 345,900
E07	公租公課	E08 8年度分固定資産税	E09 文京都税事務所	E10		N03 5	8	1	1	G03 250,800	E11 国税 一郎	G04 250,800
E12	公租公課	E13 8年度分固定資産税	E14 ○○町役場	E15		N05 5	8	1	1	G05 4,800	E19 国税 一郎	G06 4,800
E17	公租公課	E18 R8所得税(準確定)	E19 春日部税務署	E20		N07 5	8	5	10	G07 310,800	E21 国税 一郎	G08 310,800
合計							G09			24,056,340		

2 葬式費用の明細 (この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

葬式費用の明細										負担することが確定した葬式費用		
支払先		支払年月日			金額(円)	負担する人の氏名	負担する金額(円)					
氏名又は名称	住所又は所在地	元号	年	月				日				
E22	○○寺	E23 春日部市○○×丁目×番×号	N09 5	8	5	12	G10 1,500,000	E24 国税 花子	G11 1,500,000			
E25	○○タクシー	E26 春日部市○○×丁目×番×号	N10 5	8	5	12	G12 150,600	E27 国税 花子	G13 150,600			
E28	○○商店	E29 春日部市○○×丁目×番×号	N11 5	8	5	12	G14 88,700	E30 国税 花子	G15 88,700			
E31	○○酒店	E32 春日部市○○×丁目×番×号	N12 5	8	5	12	G16 20,300	E33 国税 花子	G17 20,300			
E34	○○葬儀社	E35 春日部市○○×丁目×番×号	N13 5	8	5	12	G18 1,600,000	E36 国税 花子	G19 1,600,000			
合計							G20			3,359,600		

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名		(各人の合計)		E37 国税 花子	E38 国税 一郎	E39	E40
債務(円)	負担することが確定した債務 ①	G21 24,056,340	G28	G35 24,056,340	G42	G49	
	負担することが確定していない債務 ②	G22	G29	G36	G43	G50	
	計(①+②) ③	G23 24,056,340	G30	G37 24,056,340	G44	G51	
葬式費用(円)	負担することが確定した葬式費用 ④	G24 3,359,600	G31 3,359,600	G38	G45	G52	
	負担することが確定していない葬式費用 ⑤	G25	G32	G39	G46	G53	
	計(④+⑤) ⑥	G26 3,359,600	G33 3,359,600	G40	G47	G54	
合計(③+⑥) ⑦		G27 27,415,940	G34 3,359,600	G41 24,056,340	G48	G55	

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に転記します。
2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の⑨、⑩及び⑪欄にそれぞれ転記します。

(令和2年4月分以降用) (R8.7)

各相続人が相続分に応じてそれぞれ負担するとして場合に計算される各相続人の金額を記入します。

記載事項が1枚に収まらない場合は、この表を追加して記入してください。

様式ID NTAOKSE130010020



相続税の申告書 第13表

債務及び葬式費用の明細書

被相続人 E01 **国税 太郎**

1 債務の明細 (この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。なお、特別寄与者に対し相続人が支払う特別寄与料についても、これに準じて記入します。)																		
債務の明細										負担することが確定した債務								
種類	細目	債権者			発生年月日				金額(円)	負担する人の氏名	負担する金額(円)							
		氏名又は名称	住所又は所在地	弁済期限	元号	年	月	日										
E02	公租 公課	E03	8年度分 住民税	E04	春日部 市役所	E05		N01	5	8	1	1	G01	510,700	E09	国税 一郎	G02	510,700
E07	銀行 借入金	E08	証書 借入れ	E09	〇〇銀行 〇〇支店	E10	春日部市〇〇 〇丁目〇番〇号	N03	4	29	4	14	G03	22,633,340	E11	国税 一郎	G04	22,633,340
E12		E13		E14		E15		N05					G05		E16		G06	
E17		E18		E19		E20		N07					G07		E21		G08	
→ 合計													G09					

2 葬式費用の明細 (この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)																	
葬式費用の明細										負担することが確定した葬式費用							
支払先		支払年月日				金額(円)	負担する人の氏名	負担する金額(円)									
氏名又は名称	住所又は所在地	元号	年	月	日												
E22		E23						G10		E24		G11					
E25		E26						G12		E27		G13					
E28		E29						G14		E30		G15					
E31		E32						G16		E33		G17					
E34		E35						G18		E36		G19					
→ 合計													G20				

3 債務及び葬式費用の合計額											
債務などを承継した人の氏名		(各人の合計)				E37	E38	E39	E40		
債務 (円)	負担することが 確定した債務	①	G21	G28	G35	G42	G49				
	負担することが確定 していない債務	②	G22	G29	G36	G43	G50				
	計 (①+②)	③	G23	G30	G37	G44	G51				
葬式 費用 (円)	負担することが 確定した葬式費用	④	G24	G31	G38	G45	G52				
	負担することが確定 していない葬式費用	⑤	G25	G32	G39	G46	G53				
	計 (④+⑤)	⑥	G26	G33	G40	G47	G54				
合計 (③+⑥)		⑦	G27	G34	G41	G48	G55				

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に転記します。
2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の③、⑥及び⑦欄にそれぞれ転記します。

(令和2年4月分以降用) (R8.7)

第13表を2枚以上作成する場合は、債務・葬式費用それぞれの合計欄及び「3 債務及び葬式費用の合計額」は記入する必要はありません。



相続税の申告書 第14表

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額、出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産、特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託などのために支出した相続財産の明細書

被相続人 E01 国税 太郎

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人（注）が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。
 (注) 被相続人から租税特別措置法第70条の2の2第12項第1号(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)に規定する管理残額及び同法第70条の2の3第12項第2号(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)に規定する管理残額以外の財産を取得しなかった人(その人が被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得している場合を除きます。)は除きます。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日				相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細										② ①の価額のうち特定贈与財産の価額(円)	③ 相続税の課税価額に加算される価額(円)(①-②)
		元号	年	月	日	種類	細目	所在場所等	数量	(単位)	① 価額(円)						
1	E02 国税花子	N01	5	8	1	9	E03 土地	E04 宅地	E05 春日部市〇〇〇三丁目5番16	E06	50.00	E07 m ²	E08	19,500,000	E09	19,500,000	
2	E07 国税花子	N02	5	6	6	3	E08 現金預貯金	E09 普通預金	E10 〇〇銀行〇〇支店口座番号1111XXX	E11		E12	1,000,000	E13		E14 1,000,000	
3	E12 税務幸子	N03	5	4	10	3	E13 現金預貯金	E14 普通預金	E15 〇〇銀行〇〇支店口座番号2222XXX	E16		E17	2,000,000	E18		E19 2,000,000	
4	E17	N04					E18	E19	E20	E21		E22		E23		E24	

贈与を受けた人ごとの③欄の合計額	氏名		(各人の合計)		E22 国税 花子		E23 税務 幸子		E24		E25	
	④ 金額(円)	E26	E27	E28	E29	E30	E31	E32	E33	E34	E35	E36
	E26 3,000,000	E27 1,000,000	E28 2,000,000	E29	E30	E31	E32	E33	E34	E35	E36	E37

この欄の適用を受けた被相続人の配偶者は、贈与税の申告が必要となります。

上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。

(受贈配偶者) 私 E26 国税 花子 (受贈財産の番号) E27 1

は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 E28 1 の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価額に算入します。

なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の⑤欄にそれぞれ転記します。

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細

この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細										出資持分の定めのない法人などの所在地、名称	
種類	細目	所在場所等			数量	(単位)	価額(円)				
E27	E28	E29	E30	E31	E32	E33	E34	E35	E36	E37	E38
E32	E33	E34	E35	E36	E37	E38	E39	E40	E41	E42	E43
合計										E44	E45

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託などのために支出した相続財産の明細

私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

G22 1 (1) 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3に規定する法人に対して寄附しましたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。

G23 (2) 租税特別措置法第70条第3項に規定する特定公益信託(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第54条第2項に規定する特定公益信託を含みます。)又は公益信託に関する法律第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。

G24 (3) 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附しましたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。

↑適用を受ける特例の欄に「1」を記入してください。

寄附(支出)年月日				寄附(支出)した財産の明細										公益法人等の所在地・名称(公益信託の受託者及び名称)		寄附(支出)をした相続人等の氏名	
元号	年	月	日	種類	細目	所在場所等	数量	(単位)	① 価額(円)								
N05	5	8	10	6	E37 現金預貯金	E38 普通預金	E39 〇〇銀行〇〇支店口座番号3333XXX	E40		E41	2,000,000	E42	日本赤十字社	E43	国税 花子		
N06					E43	E44	E45	E46	E47	E48	E49	E50	E51	E52	E53		
合計										E54	2,000,000	E55	E56	E57	E58		

(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書等の添付が必要です。

(令和7年1月分以降適用) (R8.7)

適用を受ける特例の欄に「1」を記入してください。

この欄に記入した財産は、第11表の付表1～4には記入しません。

①～⑦、⑩～⑳の各欄は、第11表の付表1～4の価額を記入します。

様式ID NTAOKSE150010030



相続税の申告書 第15表

相続財産の種類別価額表 (この表は、第11表の付表1から第14表までの記載に基づいて記入します。)

(単位：円)

種類		細目	番号	被相続人		各人の合計		氏名	
				E01	国税 太郎			E02	国税 花子
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)		田	①	G01				G39	
		畑	②	G02				G40	
		宅地	③	G03		131,403,960		G41	100,696,000
		山林	④	G04		3,617,100		G42	
		その他の土地	⑤	G05				G43	
		計	⑥	G06		135,021,060		G44	100,696,000
		③のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権	⑦	G07				G45	
		⑥のうち通常価額	⑧	G08				G46	
		⑥のうち特別農地等	⑨	G09				G47	
		農業投資価格による価額	⑩	G10		22,559,690		G48	12,231,050
家屋等		⑩のうち配偶者居住権	⑪	G11				G49	
	事業(農業)	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑫	G12				G50	
		商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑬	G13				G51	
		売掛金	⑭	G14				G52	
		その他の財産	⑮	G15				G53	
	計	⑯	G16				G54		
有価証券	特定同族配当還元方式の株式	⑰	G17		50,000		G55	50,000	
	配当還元方式以外の株式	⑱	G18		69,000,000		G56	69,000,000	
	⑰及び⑱以外の株式及び出資	⑲	G19		31,085,000		G57	7,830,000	
	公債及び社債	⑳	G20		6,590,700		G58		
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㉑	G21		6,902,700		G59		
	計	㉒	G22		113,628,400		G60	76,880,000	
	現金、預貯金等	㉓	G23		99,456,643		G61	26,588,600	
	家庭用財産	㉔	G24		2,500,000		G62	2,500,000	
その他の財産	生命保険金等	㉕	G25		60,397,608		G63		
	退職手当金等	㉖	G26		30,000,000		G64	30,000,000	
	立木	㉗	G27		2,578,050		G65		
	その他	㉘	G28		32,250,700		G66	7,750,700	
	計	㉙	G29		125,226,358		G67	37,750,700	
	合 計 (⑥+⑩+⑬+⑮+⑲+㉑+㉓)	⑳	G30		498,392,151		G68	256,646,350	
	相続時精算課税適用財産の価額	㉚	G31		24,626,035		G69		
	不動産等の価額 (⑥+⑩+⑬+⑮+⑲+㉑)	㉛	G32		229,208,800		G70	181,977,050	
債務等	債 務	㉜	G33		24,056,340		G71		
	葬 式 費 用	㉝	G34		3,359,600		G72	3,359,600	
	合 計 (㉜+㉝)	㉞	G35		27,415,940		G73	3,359,600	
	差引総資産価額 (㉚+㉛-㉞)	㉟	G36		495,602,246		G74	253,286,750	
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額	㊱	G37		3,000,000		G75	1,000,000	
	課税価格 (㉟+㊱)	㊲	G38		498,600,000		G76	254,286,000	

第12表の価額を記入します。

㉛欄は、第11の2表の㉛欄の金額を記入します。

㊱欄は、第14表の㉛欄の金額を記入します。

第13表の金額を記入します。

(令和6年1月分以降用) (R8.7)

様式ID NTAOKSE151010030



相続税の申告書 第15表 (続)

相続財産の種類別価額表 (続) (この表は、第11表の付表1から第14表までの記載に基づいて記入します。)

(単位：円)

種類	細目	番号	被相続人		氏名		
			E01	E02	E03	E03	
			国税 太郎				
			国税 一郎		税務 幸子		
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	①	G01		G39		
	畑	②	G02		G40		
	宅地	③	G03	6,435,000	G41	24,272,960	
	山林	④	G04	3,617,100	G42		
	その他の土地	⑤	G05		G43		
	計	⑥	G06	10,052,100	G44	24,272,960	
	③のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権	⑦	G07		G45		
	⑥のうち特例農地等	通常価額	⑧	G08		G46	
		農業投資価格による価額	⑨	G09		G47	
	家	屋等	⑩	G10		G48	10,328,640
	⑩のうち配偶者居住権	⑪	G11		G49		
事業 (農林用財産)	機械、器具、農具、農耕具、その他の減価償却資産	⑫	G12		G50		
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑬	G13		G51		
	売掛金	⑭	G14		G52		
	その他の財産	⑮	G15		G53		
	計	⑯	G16		G54		
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑰	G17		G55		
	配当還元方式によったもの	⑱	G18		G56		
	⑰及び⑱以外の株式及び出資	⑲	G19	9,155,000	G57	14,100,000	
	公債及び社債	⑳	G20		G58	6,590,700	
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㉑	G21	5,240,700	G59	1,662,000	
	計	㉒	G22	14,395,700	G60	22,352,700	
現金、預貯金等		㉓	G23	41,790,611	G61	31,077,432	
家庭用財産		㉔	G24		G62		
その他の財産	生命保険金等	㉕	G25	35,750,657	G63	24,646,951	
	退職手当金等	㉖	G26		G64		
	立木	㉗	G27	2,578,050	G65		
	その他	㉘	G28	24,500,000	G66		
	計	㉙	G29	62,828,707	G67	24,646,951	
合	計	㉚	G30	129,067,118	G68	112,678,683	
	(⑥+⑩+⑬+⑲+㉓+㉙)						
	相続時精算課税適用財産の価額	㉛	G31	24,626,035	G69		
	不動産等の価額	㉜	G32	12,630,150	G70	34,601,600	
	(⑥+⑩+⑬+⑲+㉓+㉙)						
債務等	債	務	㉝	G33	24,056,340	G71	
	葬式費用		㉞	G34		G72	
	合計	(㉝+㉞)	㉟	G35	24,056,340	G73	
	差引純資産価額(㉟+㉚-㉟)	㊱	G36	129,636,813	G74	112,678,683	
	(赤字のときは0)						
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額	㊲	G37		G75	2,000,000	
	課税無格(㊲+㉟)	㊳	G38	129,636,000	G76	114,678,000	
	(1,000円未満切捨て)						

(令和6年1月分以降用) (R6.7)